

国際医療福祉大学審査学位論文（博士）

大学院医療福祉学研究科博士課程

児童養護施設における
生活安全感・安心感に関する研究
—尺度開発と尺度活用の可能性の評価—

平成 30 年度

保健医療学専攻・看護学分野・公衆衛生看護学領域

氏名：松村 香

児童養護施設における生活安全感・安心感に関する研究 — 尺度開発と尺度活用の可能性の評価 —

松村 香

要旨

本研究は、児童養護施設で暮らす子どもの安全感・安心感向上のためのアセスメント尺度の開発と尺度活用の可能性の評価を目的とした。

研究1は、2015年1～4月、関東近郊にある9施設で暮らす子どもを対象に、安全感・安心感に関する質問紙調査を実施した。有効回答359名を解析した結果、4因子から成る児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」を開発し信頼性・妥当性を検証した。

研究2は、2016年1～4月、8施設の子どもの対象に、研究1と同様の調査を行い尺度と被虐待体験との関連を検討した。有効回答293名を解析した結果、被虐待児童は、他の子どもや職員への安心感が有意に低かった。

研究3は、尺度活用の可能性を評価するために、2017年1～4月、研究2と同様の調査を行い個人の継年的変化を追跡した。追跡可能な176名を解析した結果、「他の子どもに対する安全感」が有意に改善した。また、約7割の子どもが尺度の調査の必要性や継続を希望していたことより本尺度の活用可能性を認めた。

キーワード：児童養護施設，生活安全感・安心感尺度，活用，評価研究

A Study about Children's Sense of Safety and Security in children's foster homes
— The development of the scale and evaluate the possibility of using the Scale
of Children's Sense of Safety and Security —

Kaori matsumura

Abstract

The purpose of this study was to develop an assessment scale and to evaluate the possibility of using the scale in order to improve children's sense of safety and security in foster homes.

In study1, we administrated the questionnaire including children's sense of safety and security to children at 9 foster homes near the metoropolitan area from January to April 2015. As a result of analyzing 359 effective answers, we developed the Scale of Children's Sense of Safety and Security consisting of 4 factors and verified its reliability and validity.

In study2, we administrated the same questionnaire as that of study 1 to children at 8 foster homes from January to April 2016, and examined the relationship between the scale scores and their abused experiences. As a result of analyzing 293 effective answers, the abused child was significantly less security sense for other children and staff.

In study3, in order to evaluate the possibility of using the scale, we administrated the same questionnaire as that of study 2 to children at foster homes from January to April 2017 and tracked the change of each child. As a result of analyzing 176 traceable answers, "Safety feelings for other children" was significantly improved, and approximately 70% of children wanted the necessity and continuity of the questionnaire including children's sense of safety and security.

Key word : children's foster homes, Scale of Children's Sense of Safety and Security, possibility,
evaluation study

目次

第1章

序論

I. 研究の背景.....	1
1. わが国の児童虐待の現状と公衆衛生看護の役割.....	1
2. わが国の児童養護施設の歴史的背景と心のケアの高まり.....	2
3. 施設におけるホスピタリズム論とメンタルヘルス.....	4
4. わが国におけるホスピタリズム論とメンタルヘルス.....	6
5. わが国の児童養護施設の現状と人権問題と心のケア.....	7
II. 研究目的.....	9

第2章

研究1. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の開発

I. 目的.....	11
II. 研究方法.....	12
1. 予備調査.....	12
2. 本調査.....	18
III. 結果.....	25
IV. 考察.....	38

第3章

研究2. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」と被虐待体験との関連

I. 目的.....	42
II. 研究方法.....	42
III. 結果.....	44
IV. 考察.....	46

第4章

研究3. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」活用の可能性の評価研究

I. 目的.....	49
II. 研究方法.....	50
III. 結果.....	54
IV. 考察.....	62

第5章

結語

1. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の開発について.....	65
2. 尺度を活用した可能性の評価について.....	65
3. 児童養護施設における看護職の役割.....	66
4. 研究の限界と今後の課題.....	67
謝辞.....	68
文献一覧.....	69
資料目次.....	77
資料 1. 予備調査調査用紙	
(小学1年生～3年生用)	
(小学4年生～高校生用)	
資料 2. 本調査調査用紙	
(小学1年生～3年生用)	
(小学4年生～高校生用)	
資料 3. アンケート実施手順 (参考例)	
解説書	

第 1 章

序論

I. 研究の背景

1. わが国の児童虐待の現状と公衆衛生看護の役割

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、2017 年で 122,575 件ののぼり、児童虐待防止法施行前の 1999 年の 11,631 件に比べ約 10.5 倍の増加が見られている¹⁾。また虐待による死亡事例も後を絶たない²⁾など、子育てを支援し児童虐待の予防に取り組むことは母子保健の重要な課題となっている。

2012 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県が設置する児童相談所を中心とする仕組みを維持するようにしている¹⁾。地域保健、とりわけ母子保健は児童虐待については予防・早期発見・介入を行うが、児童相談所ならびに関連機関と連携を取りながら児童虐待の予防に努めていくことが必要である。

児童虐待への予防は、次の 2 つの観点から考えることができる。一つは、周産期からの子育て相談、新生児・産後訪問、4 カ月健診、1 歳半健診、3 歳児健診などの健診、保育園や学校での保育士や養護教諭による早期発見・介入³⁾など、主に地域で子育てをしている家庭に対する予防、早期発見・早期介入・支援を中心にした一次予防、二次予防の活動である。もう一つが、虐待を受けた子どもに対して、児童相談所が介入し、状況によっては養育者から引き離し児童養護施設などの施設に措置された子どもや家族への支援を通じた活動である。家族から虐待され、その結果引き離され施設に措置された子どもは、多くの問題を抱えていることが指摘されている。例えば、虐待を受けた子どもの発達障害⁴⁾、トラウマなどの精神障害の関連⁵⁻⁸⁾、虐待を受けた子どもが親になった時に、再度虐待を引き起こす世代間伝達の問題が指摘されている⁹⁾。このように

施設に措置された子どもの心のケアならびに、虐待を引き起こしてしまう家族への支援は、虐待の繰り返しや世代間伝達を防ぐ意味でも三次予防として重要な意味を持つ。また、児童養護施設に入所している子どもは幼児から高校生と幅広く、こころのケアに加えて、子どもの心身の発達や健康面からサポートするという看護的視点からのケアが必要となる。厚生労働省は、入所中の子どもの日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な子どもへの適切な対応のために、児童養護施設における看護師の配置の拡充を勧めている¹⁰⁾。看護師は入所中の子どもに対し、このような保健・医療面のケアに加えて、健康教育、性教育や職員への子どもの発達を踏まえた養育に関する教育など、子どもの心身の健康育成のための教育を施設全体に早期に取り組むことによって、子どもは自分自身の健康への関心、性的な問題への関わりなどを学ぶことができるため、虐待の世代間伝達の予防などに重要な役割を果たすと考える。

しかしながら、このような看護師による保健活動が有効に働くためには、施設内の環境が安全で安心した環境であることが前提である。虐待を受けるなど複雑な養育環境で育ち精神的に問題を抱える子どもが多く入所している施設では、子ども同士のいじめや大人に対する挑発行為などから施設内が安全で安心して生活できない場合があり、施設内の安全で安心した環境作りは重要な課題となっている。

そのため、今回、第三次予防といえる、虐待を受けた子どもが、児童養護施設に措置された後、施設内で暮らす子どもへの身体・精神健康面へのケアや虐待の連鎖の予防活動の展開をより有効に行うために、安全で安心して生活できるための環境作りに寄与する尺度開発という観点で研究を進めた。

2. わが国の児童養護施設の歴史的背景と心のケアの高まり

わが国は、明治維新とともに近代国家へと急激な変化変動を遂げる中、多数の貧困者層が生まれことから、子どもの遺棄や孤児の増加や、窮乏した農村の間では墮胎や間引き、人身売買が行なわれていた¹¹⁾。このような社会状況の中、国の児童保護施策は不十分であ

ったことから民間の慈善事業が活発化し、特に孤児や棄児等を收容する孤児院（現在の児童養護施設にあたる）が数多く設置された。中でも、1887年（明治20）年、クリスチャンであった石井十次によって設立された「岡山孤児院」は有名で、1,200名もの児童を入所させ保護した¹²⁾。

第二次世界大戦敗戦後、10数万人に及ぶ戦災孤児、浮浪者、海外からの引き上げ孤児が発生し、国は戦災孤児や浮浪児の收容が児童保護の第一課題となり、1947年児童福祉法によって、今日の養護施設（現在の児童養護施設）が制度化された¹¹⁾。

1960年代～1970年代にかけての高度成長時代には、若者が都市部に集まり、親の世代から子育てに関する知識や技術を引き継ぐことなく核家族を形成し、この核家族の進行によって、結果的に子どもの養育機能の破綻に至る家庭が続出することになった¹³⁾。この年代に入所してきた子どもの入所の要因は、親の就労や家庭不和、離婚などの理由による養育不能¹⁴⁾、母親の「蒸発」、育児ノイローゼとそれに起因する「折檻」などであった¹³⁾。

1980年代に入り、産業構造は製造業を中心とした第二次産業から第三次産業を中心とした形態に移行し、高校全入や短大・大学への進学率の増加など高学歴社会に向かった。この、高学歴化の進行は、教育費などの家計の支出の増加のために両親が働かなければならず、核家族化によってすでに養育機能が脆弱化していた家庭の子どもの養育機能をさらに低下させた¹³⁾。こうした社会背景のもと、子どもの非行の低年齢化、学校内の暴力、家庭内暴力、有機溶剤の吸引、暴走行為、万引き、性的逸脱など、中学生を中心に反社会的逸脱行為が新たな社会問題になった。こういう社会や家庭の変化は、児童養護施設にも大きな影響を与え、思春期になって入所する子どもが増加するようになり、問題行動や逸脱行為を呈し「処遇困難児」として、養護施設における子どもの養育は、ますます困難なものになった¹³⁾。

1997年児童福祉法改正により、養護施設は児童養護施設と名称が変更された。また、2000年には、虐待防止法が制定され、その結果、それまでは潜在していた家庭内の子どもの虐待の実態が急速に顕在化するようになった¹³⁾。その後、全国の児童相談所に寄せられる虐

待の処理件数は急増し、2013年2月1日現在、児童養護施設に入所する子どもの59.5%が被虐待児童、何らかの障害を持つ子どもが28.5%と増えた¹⁵⁾。虐待が子どもに与える影響には、身体的な発育障害を引き起こす身体的影響、知的発達を阻害する認知的影響、トラウマを残す情緒的影響が言われており¹⁶⁾、このような虐待を受けた子どもの増加により、養育中心から、心のケアを含めたより専門的なケアが必要となってきた。

以上のように歴史的背景の下、施設で育つ子どもの特徴は社会的背景とともに変化してきた。そのため、児童養護施設は現在の子どもにあった養育環境を構築していくことが必要となっている。

3. 施設におけるホスピタリズム論とメンタルヘルス

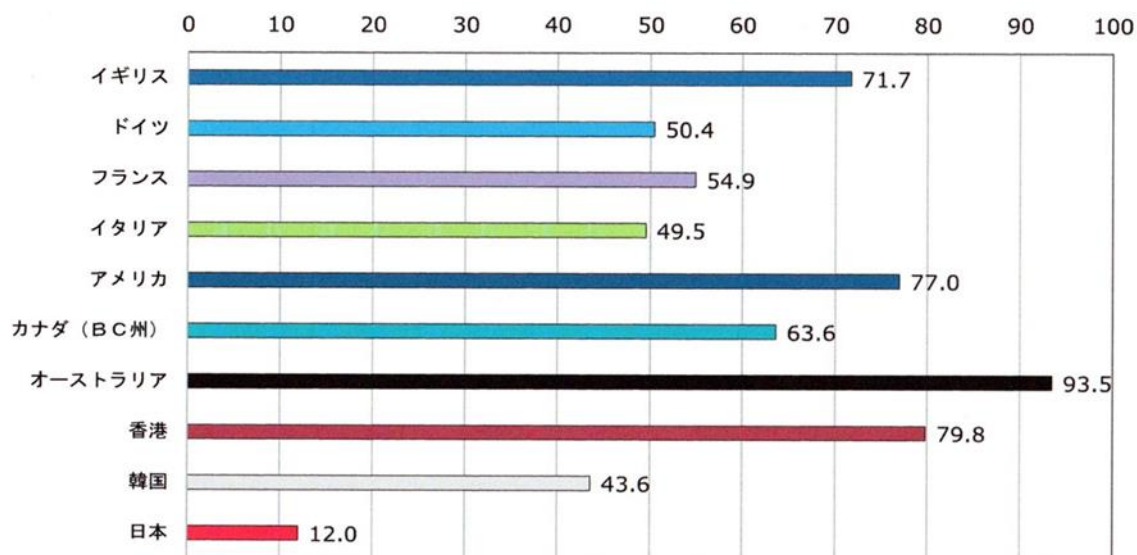
1950年代の欧米では、ホスピタリズム理論が台頭した。栄養面では申し分なく、また衛生管理も行き届いた病院付属の乳児院で養育されている乳幼児の死亡率が一般と比較して高いことに気づいたのはスピッツであった¹⁷⁾。こうした発育不足が物理的な栄養面で生じているのではなく、養育者との愛情不足のよって生じていることを明らかにした。愛する対象からの分離が長期間に及んだ場合には、「依存性抑うつ」などの精神的な問題が、回復不能な程度まで深刻化するという、特に年齢の低い乳幼児を中心に「ホスピタリズム」という状態を報告した。

第2次世界大戦後の欧州では、多くの戦災孤児を生み、社会的養護を必要とする子どもが急増し、その中には施設に保護されるものがいた。このような状況の中で、小児精神科医であったボウルビィは、WHOからの要請で、戦災孤児として施設に入所している子どもの精神保健の調査を行った。結果、乳幼児が家庭から離され母性的養育が奪われてしまうと、成長後も回復不可能な発達の遅れや性格の歪みが生じることを明らかにし、施設などによる集団的養護は極力避けなければならないことを発表した。発達の初期に、特定の個人と親密な情緒的関係を持つ事を「アタッチメント（愛着）」と言い、そのきずなの形成が、健全な人格発達には必要であると考えられた。温かく、親密で、連続性のある関係を、母親

もしくは養育者と子どもが持つことが出来ない状態を「母性剥奪」と呼び、施設ではこの剥奪が生じることが少なくないと指摘した¹⁸⁾。

また、同時期、ニューヨーク州精神衛生局の技術技官となり、施設に収容されている子どもの保護処置に責任を持つ事となった精神科医のロレッタ・ベンダーは、施設で生活している子どもの成長過程を観察し、身体的、情緒的に施設特有の歪みがあることを指摘し、子どものパーソナリティを形成する上で、施設養護は好ましくないことを主張した¹⁹⁾。

このホスピタリズム論争や母性剥奪理論の影響を受け、施設養護か家庭養護かの論争を引き起こすことになり、欧米では脱施設化が進み、現在では、図 1-1²⁰⁾に示したように、里親養育や養子縁組による家庭養育が中心となっている。オーストラリア 93.5%、アメリカ 77.0%、イギリス 71.7%、フランス 54.9%など、里親委託が多く占めている。このような国々での施設とは、日本のような多くの子どもが暮らしている大舎制（養育する 1 グループ単位の子どもが 20 名以上）の集団養護を基本とした施設はほとんど存在せず、地域の家屋を基本とした小規模のグループホームである²¹⁾。



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

図 1-1. 各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合 (2010 年前後の状況) (%)

アメリカにおいて、上記のグループホームには専門的な訓練を受けたスタッフが常駐し、セラピーなどのサービスも受けることができる。一方で、辛い経験をしてきた子どもが集まると、子どもの中でネガティブなインパクトを与え合うこともあり、里親家庭に比べて施設の生活の方が、安心感が脅かされる生活となる可能性がある。また、施設で暮らす子どもは深刻な精神的な問題があると理解され、子どもに社会的なステイグマを与えることがあることから里親ケアを優先している²¹⁾。しかし、里親を転々と移住する「ドリフト」が増加し、「ドリフト」した子どもたちの中には、触法行為にとどまらず、悲惨な犯罪に巻き込まれるという別の問題も発生している²²⁾。また、裁判所で親権剥奪を終えた10万人以上の子どもが、「ウェイティング・チルドレン」のまま養親が現れるのを待っている現状もある²³⁾。庄司・渡邊らは、家庭的養護の委託率が高い国で措置不調や養育里親の虐待が頻繁に起こっていることについて、オーストラリアの現状を報告している²⁴⁾。つまり、里親制度にも大きな課題があり、施設ケアと家庭的養護が相互補完しながら、子どものより良い養育環境の構築や心のケアを行っていく事は重要な課題であると言える²⁵⁾。

4. わが国におけるホスピタリズム論とメンタルヘルス

わが国にも、1950年代のはじめ、欧米のホスピタリズム論が紹介され、施設批判が活発化した。ホスピタリズムは、「施設病」「施設症」とも言われ、乳幼児期より家庭を離れ、施設で暮らす子どもは、情緒面、性格面、また行動においても、施設生活特有の歪みが現れるという問題提起がなされた。そして、その対策として、大規模での集団養護を出るだけ避け、施設の小舎制と処遇の「家庭化」が提案されるなど¹¹⁾、社会的養護の領域でホスピタリズム論に関する一定の論争が生じた。これに対して、竹中は²⁶⁾、ホスピタリズム論は、施設が劣悪な状況に置かれているという社会問題を、子どもの発達という心理的問題とすり替えてしまうこと、子どもの入所以前の生活状況を見逃している点などの問題点を指摘した。また、施設の職員が子どもに関わる上での技術的な未熟さに要因が

あるのではないかという反論もあり¹¹⁾、次第にホスピタリズム論に対する批判が強くなっていった。その一方で、ソビエトの集団主義教育の理念を借りた集団主義養護論が台頭した。積は²⁷⁾、子どもが成長する過程で、仲間と関わり、育ち合う関係は非常に有益であり、子ども同士の団結や連帯の力が、子どもの人格に良い影響を及ぼすと述べ、集団養育を肯定的な意味を見出そうとした。この集団養護理論は、今日でも様々な形で影響を与え続けており、わが国においては、欧米のような脱施設化は起こらなかった¹³⁾。

現在のわが国の社会的養護は、戦後に形成された集団養護の形態が、社会状況の変化にも関わらずそのままの形で温存されてきたが、2008年の国連総会採択決議の児童の代替的養護に関する指針では、家庭的養護の推進が決議された²⁸⁾。厚生労働省は国連採択決議を受けて家庭的養護の推進のため、ファミリーホームを含めた里親委託率の引き上げを推進しているが、2016年末現在、里親等委託率は18.3%と国際的に見て低く¹⁾、施設内養護が主であるのが現状である。施設形態は、小規模化が進んでいるものの、2012年3月現在大舎制が50.7%と、約半数が規模の大きな施設の中で子どもたちは生活している²⁹⁾。

5. わが国の児童養護施設の現状と人権問題と心のケア

現在のわが国の児童養護施設は、2017年3月現在、全国に615箇所あり、その中に26,449人の子どもたちが生活している²⁹⁾。

児童養護施設は、児童福祉法第164号第41条において、「乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と定義づけられている³⁰⁾。保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っている。児童養護施設が、この機能を果たすためには、その前提として重要なことは、安全で安心した生活環境の保障である³¹⁻³³⁾。しかしながら、児童養護施設に入所している児童の

約 6 割は「虐待」を受けた子どもたちである¹⁵⁾。つまり、自宅で両親もしくは家族から身体的・心理的・性的・ネグレクトなど何らかの虐待を受け、家庭内において安全感、安心感を抱いた生活を体験してこなかった子どもたちが大半である。このような複雑な家庭環境で育った子どもが集まる児童養護施設においては、周囲の人々が自分を愛してくれるかどうかの愛情確認のために、周りの人が嫌がる「試し行動」や「挑発行為」、虐待場面の再現など、様々な問題行動を繰り返したり、ささいな刺激に対して情緒的に混乱してしまったりする場面がある^{5,31,32,34-36)}。施設の職員は、子どものこのような問題に巻き込まれ、場合によっては人権侵害問題に発展してしまう場合がある。

1990 年「子どもの権利条約」が国連から国際条約として発効され、1994 年日本もこの権利条約に批准し発効した。しかし、子どもの施設において、子どもの安全感や安心感が脅かされる問題が引き起こされ社会問題化した³⁷⁻⁴⁰⁾。野津⁴¹⁾は、1993 年～2007 年の間の新聞報道や施設内虐待を許さない会の調査資料⁴²⁾を基に、施設内における人権侵害等をまとめたところ、発生件数は 26 都道府県 84 施設に及んでいる。その内訳は、施設の職員による体罰などの虐待行為は 57 施設、体罰以外の虐待や不適切な養育などの人権侵害は 20 施設、入所児童間の暴力 9 施設、入所児童から職員への暴力行為が 3 施設など報告している。2009 年児童福祉法改正により、施設職員等による被措置児童等の虐待について、都道府県市等が、児童本人からの届け出や周囲の者からの通告を受けて調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が、公表する制度等が法制化された⁴³⁾。制度開始後、通告や事実確認の件数は、減少した年度もあるが、2013 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 288 件、そのうち都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 87 件と過去 5 年間減少した年もあるが増加傾向にある⁴⁴⁾。このような件数は、あくまでも通告されたものであり、他にも通告のない、子どもの安全感や安心感が脅かされる問題が潜んでいる可能性が考えられる^{45,46)}。

職員は日頃、子どもたちが感じている安全感や安心感について、子どもの言動や行動もしくは職員自身の勘や経験則から状況を把握、あるいは判断している現状がある⁴⁷⁾。しか

し、職員の経験の深さや養護技術のレベルに差が見られたり⁴⁸⁾、職員の見えない所で子ども同士のいじめなどが引き起こされたりするなど、十分な把握ができない場合がある。また、他の職員が子どもたちに対して不適切な関わりをしていたとしても、職員との間の関係が壊れることを恐れて指摘することを躊躇したりなど、子どもの人権侵害問題の発見が遅れる場合がある。さらに、国からの指針に基づき、各施設において外部からの第三者評価⁴⁹⁾を受けているが、その際に行う子どもたちからの聞き取りは、潜在的な人権侵害問題を明らかにするには不十分であると言える。

厚生労働省は、家庭的養護の推進のために、施設の小規模化、ユニット化や里親委託の推進を図っているが、田島³⁵⁾が「どんな養育にもリスクがある」と述べているように、小規模化、個室化に伴い別の問題が浮上する可能性が否定できない。たとえば、個室のため、職員が把握しきれない死角が生まれ、密室のために人権侵害が再現されてしまうなど様々な問題が発生する⁵⁰⁾。また、里親に関しても、里親との関係不調などから子どもの人権侵害が引き起こされてしまう場合もあるなど、どの養育形態も危険性をはらんでいる^{21,51)}。

1 次的予防介入を、問題の発生する以前の教育的指導などを含む介入と位置づけ、2 次的予防介入を、問題が起こる可能性があるためそれを予防するための介入、3 次的予防介入を、問題が起こってしまったから再発予防のための介入と位置づけるとしたなら、このようなアセスメントツールの活用やシステム作りは、1 次・2 次的予防のための介入である。問題が起こってしまった後に行う被害面接を最小限にするためにも、常日頃、状況をアセスメントし予防・早期発見を試みることが重要である。また、日本の児童養護施設の在り方は、歴史的にも諸外国とは異なっていることから、日本独自のアセスメントツールの開発や養育システムを確立していくことが必要であると考えられる。

II. 研究目的

虐待経験や何らかの障害を持って児童養護施設で暮らす子どもには、施設生活の中で、安全感・安心感を持って暮らすことができる養育環境の確立が必要である。そのために、

本研究では子どもが施設内で、安全で安心して生活できているかの現状把握を行うためのアセスメント尺度の開発ならびに信頼性・妥当性の検証を行う。次に、その尺度に測定された安全感・安心感と被虐待経験との関係性の検討、また本尺度を繰り返し実施するところによる影響の検討から尺度活用の可能性を評価することを目的とする。

第 2 章

研究 1. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の開発

I. 目的

児童養護施設で働く職員は、日常生活において、子どもが、施設内で、安全や安心を感じて生活しているかどうかをアセスメントした上で、子どもに合った援助を展開することが重要である。

教育現場において、河村ら⁵²⁾は、不登校にいたる可能性の高い児童やいじめの被害を受けている可能性の高い児童の早期発見、および学級崩壊にいたる可能性を診断できる尺度として、Q-U「楽しい学校生活を送るためのアンケート Questionnaire-utilities」を作成している。教師は、その結果を参考に、クラスの楽しい雰囲気作りや子どものいじめの早期発見、援助に役立てている⁵³⁾。一方、児童養護施設は、子どもにとって生活場面であること、親代わりの大人（職員）との関わりが緊密であること、生活集団が小さいことなど、学校とは異なった生活環境があり、児童養護施設独自の子どもの生活の安全感や安心感を測定する尺度が必要と考える。しかしながら、児童養護施設において、施設内での生活の安全感・安心感をアセスメントできる尺度は、CiNii, PubMed, ERIC, psycINFO のデータベースを使って検索した限りでは見当たらない。また、序章でも述べたように、諸外国においては里親養育が主であることや、施設での養育も規模がグループホームと小さく、大舎制施設が主流の日本とは異なっている²¹⁾。また、アメリカやイギリスの施設においては、専門的な訓練を受けたスタッフが常駐し心理ケアを提供する場であるため、治療が必要だと判断された子どもが入所し、改善が見られたら里親などに移行する一時的な場として活用され入所期間も短い^{21,54)}。一方、日本では虐待を受けた子どもが約 6～7 割と多く入所しているものの、両親の離婚・死別・病気などの理由で養育が困難になった虐待を受けていない子どもも約 3～4 割入所している。治療的側面より代替養育的側面が大きく、入所期間も平均約 5 年と長く自立に向けての支援が主となっており¹⁾、その点で諸外国と

は異なっている。日本独自の施設内での養育を構築するために、日本の施設に合った日本独自の尺度開発が望まれる。

そこで、今回、子どもが、児童養護施設内で、安全で安心して生活するためのアセスメント尺度の作成を目的とした。

II. 研究方法

1. 予備調査⁵⁵⁾ ※₁

1) 目的・対象者・調査期間

児童養護施設で暮らす子どもが、安全で安心して生活するためのアセスメント尺度の作成を目的に、神奈川県にある児童養護施設 3 施設に入所中の 5 歳～18 歳までの子ども 62 名を対象に予備調査を実施した。なお、幼稚園生（5 歳～6 歳）は、小学 1 年生にあがる 2～3 か月前の子どもで、質問紙の内容や表現を理解できる子どもを対象とした。

調査期間は、2013 年 2～3 月であった。

2) 尺度の質問項目の作成

(1) 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の理論的背景

多くの研究者が、子どもの成長の基盤として、安全・安心を強調している。エリクソンは、ライフサイクル理論の中で、乳幼児の発達課題として「基本的信頼感の獲得」⁵⁶⁾をあげ、ボウルビーは、安全基地となる対象との愛着形成の必要性を述べ、サリヴァンは、人間の基本的欲求として、「安全への欲求」と「満足への欲求」の 2 つをあげ、安全感の重要性を述べている⁵⁷⁾。また、マズローは、図 2-1 に示したように、5 段階欲求説^{58, 59)}をあげている。第 1 の欲求（生理的欲求）が満たされると、次に第 2 の欲求（安全の欲求）が生

※₁ 予備調査は、「児童養護施設における『生活安全感・安心感尺度』作成の予備的研究」を基に改変したものである。

じ、これも満たされると第3の欲求（所属・愛情の欲求）から第4の欲求（承認・自尊の欲求）、第5段階（自己実現の欲求）へと進み、上位の欲求は下位の欲求が満たされて初めて生じると論じている。

児童養護施設は、児童福祉法41条で「乳児を除いて、保護者のいない児童，虐待されている児童その他環境上養育を要する児童を入所させて，これを養護し，あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設」³⁰⁾と規定されている。そして，養護は，「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに，生活指導，学習指導，職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより，児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う」³¹⁾とされている。今回，児童養護施設で生活する子どもの自立への支援を行う視点から，このマズローの欲求5段階を理論的根拠にしなから質問項目を作成した。



図2-1.マズローの5段階欲求説
フランク・ゴープル(1972)『マズローの心理学』小口忠彦監訳を基に作成

このマズローの理論を根拠にした場合，虐待を受けた子どもの中には，家庭内において，第1の生理的欲求，第2の安全の欲求が十分満たされず，第3以上のより高次の欲求に向かうことができない子どもがいることが考えられる。施設に入所した時点で，衣・食・住などの第1の生理的欲求は満たされるが，そのような子どもが，意欲や自尊感情を持って，より高次の自己実現に向けて前向きに生きるには，第2の安全の欲求，第3の所属や愛情欲求が，まずは満たさなければならない。マズローは，第2の安全の欲求に対し

て「有機体は、生理的欲求と同じくらい安全の欲求に支配される。安全が脅かされた場合、安全を求める欲求が現在の世界観や哲学を決定する強い力になるばかりでなく、未来に対する考え方や価値に対して強力な決定因になり、安全以外に重要なものは何もないように思われるのである」と述べている。虐待を受けた子どもは、家庭内において大人から暴力、罰、おどし、無視、暴言など、安全が脅かされる体験をしている。安全に左右されず、より高次の欲求に向かうためにも安全の欲求が満たすことは大切である。生理的欲求と安全の欲求が満たされると、第3の欲求である愛と所属の欲求が現れる。マズローは、愛についてカール・ロジャースの定義を好んで用いている。「愛とは深く理解され深く受け入れられることであり、二人の人間の間の信頼で結ばれた、健康な愛情に溢れた関係を含んでいる。愛の欠如は、成長と可能性の発達を阻害するものである」としている。また、「人間は普通、他の人々との愛情関係、言い換えれば自分のいる集団の中で一つの位置を渴望するようである」とも述べている⁵⁸⁻⁶⁰。虐待を受けた子どもは、大人との間に愛情を持った信頼関係が欠如もしくは希薄であったり、家族関係の中で自分の居場所が見い出せない場合がある。また、施設に入所するという事は、自分の生活していた場所や親元を離れ、そこで自分の位置を探していくことになる。そのため、施設内の生活は、他の人々（一緒に暮らす子ども、大人）との間に信頼関係や愛情、集団の中での所属の欲求を満たすための居場所作りをすることが必要である。この愛情と所属の欲求が満たされた状態を、本研究では「安心感」と位置付けた。

(2) 尺度作成の手続き

子どもの安全や安心が脅かされる状況を測定する尺度には、他の子どもからの侵害行為に関しては、学校場面で使われている Q-U アンケート⁵²⁾、アセス⁶¹⁾、いじめの尺度⁶²⁾などがある。また、大人からの侵害行為に関しては、保護者を対象とした虐待の早期発見のためのマリトリートメント尺度⁶³⁾などがある。しかし、児童養護施設に暮らしている子どもは、兄弟でない他人と集団で暮らし、なおかつ保育士などの実の親でない大人から養育

を受けているという特殊な状況にある。そのため、子ども・大人の両方の側面から安全や安心が脅かされていないか測定することが必要となり、児童養護施設独自の尺度作成が必要となる。そこで、マズローの理論を基に作成されている Q-U アンケート⁵²⁾、アセス⁶¹⁾や「居場所」の心理機能測定尺度⁶⁴⁾を考慮しながら、児童養護施設に適した質問項目を作成した。質問項目作成には、研究代表者が中心に研究協力者 1 名、児童養護施設管理者 4 名（園長・副園長・主任指導員 2 名）および、保育士または指導員 5 名らの専門家の意見を取り入れ質問項目の選定を行った。

(3) 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の質問項目の定義と構成^{資料 1)}

尺度項目の開発に当たっては、生活安全感と生活安心感の 2 点から検討した。

① 児童養護施設における生活安全感

児童養護施設に入所している子どもは、何らかの虐待を受けてきた子どもが多い。施設内での生活では、このような子どもの人権が侵害されない安全な場であることが必要となってくる。そのため、厚生労働省の虐待の定義⁶⁵⁾を参考に、生活安全感を「他者（他の子ども・大人）から身体的・心理的・性的・ネグレクトなどの人権侵害を受けず、自己の心身が安らかで平穏無事な状態」と定義づけた。

安全という言葉は、広辞苑によると「安らかで危険がないこと、物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれがないこと」である。生活安全感は、主に侵害という概念の内容であり、侵害を受けている度合いが低い場合を安全とした。児童養護施設の生活においては、他の児童からの侵害と保育士・指導員・管理者など大人からの侵害が考えられるため、それぞれ 10 項目、8 項目からなる合計 18 項目で構成した。回答は、「よくある」0 点、「ときどきある」1 点、「ほとんどない」2 点、「まったくない」3 点の 4 件法で 0 - 3 点で配点し、合計点が高ければ高いほど「安全な状態」とした。

② 児童養護施設における生活安心感

虐待を受けた子どもは、養育過程において、自分の居場所や愛情欲求が満たされてこな

かった子どもが大半である。その子どもに共通して見られる特徴として、過度な攻撃性⁶⁶⁾、低い自己評価、見捨てられ不安、養育者との歪んだ関係による対象関係の障害¹⁵⁾などがあげられている。そのような子どもを自立に向けて援助するには、施設環境自体が、治療的に機能することが必要である。ロジャースは、個人は自分の内部に成長可能性を持っており、その成長可能性を引き出すことためには、受容・共感・傾聴などの技法が有効であることを述べている⁶⁷⁾。子どもの成長可能性を伸ばすためには、施設環境を安心感のある治療的に環境に近づけることが必要と考える。そこで、生活安心感を、「他者（他の子ども・大人）から心理的受容・承認を得て、居心地がよく、心が落ち着いて暮らすことができる状態」と定義づけた。

生活安全感と同様に、児童養護施設の生活を考慮し、他の子どもからの受容・承認項目を12項目、保育士・指導員・管理者など大人からの受容・承認項目を8項目、合計20項目を、安心感の高いものを3点、低いものを0点の4件法で0-3点で配点し、合計点が高ければ高いほど「安心な状態」とした。

質問の順番は、回答への抵抗感がないように、「生活安全感」と「生活安心感」の項目を2つずつ交互に答えるように作成した。また、質問の内容は、幼稚園生（5歳～6歳）から高校生（18歳）まで基本的に同じであるが、幼稚園生（5歳～6歳）～小学3年生までは質問項目にひらがなを使用し、小学4年生以上は漢字を使うなど、対象に合わせて質問項目の工夫を行った。

なお、対象としている施設において、児童養護施設を「学園」、保育士・指導員・管理者など職員のことを「先生」と呼ぶ慣習があったので、その呼び名で質問項目を作成した。

3) 分析方法

得られたデータを個人が特定できないように番号化し、「生活安全感・安心感尺度」の探索的因子分析を行い因子の抽出を行った。解析には、統計ソフト SPSS ver 20.0 を使用した。

4) 倫理的配慮

調査実施にあたっては、前もって職員が子どもに調査の協力を呼びかけ、協力が得られた子どもを対象に、研究者が子どもに調査の説明を行った。プライバシーの保護に注意しながら、子どもに、施設内での生活の質の改善を目的としていること、その目的以外に使用しないこと、調査への協力は自由であること、調査に協力しない場合や途中で回答を中止した場合でも、何ら不利益を被ることはない旨を調査時に説明を行った。説明後、調査の協力が得られた児童のみを対象に調査を行った。また、本研究に関する内容については人間総合科学大学の倫理委員会の承認（承認番号第 386 号）を得た。

5) 結果

生活安全感 18 項目について得点分布を確認したところ、天井効果が 13 項目見られたが、その項目の内容を吟味したところ生活安全感という概念を測定する上では不可欠なものであると考え、ここではそのような項目は除外せずに、すべての質問項目を分析の対象とした。生活安心感 20 項目については、得点分布を確認したところ、得点の偏りが見られ、内容妥当性の観点から当てはまらない 3 項目は削除し、残る 17 項目を分析対象とした。

生活安全感 18 項目、生活安心感 17 項目を主因子法・プロマックス回転で因子分析した結果、「生活安全感」は第 1 因子「他の児童との間の安全感」（ $\alpha=.877$ ）、第 2 因子「大人との間の安全感」（ $\alpha=.808$ ）、第 3 因子「性的な安全感」（ $\alpha=.825$ ）の 3 因子が抽出された。「生活安心感」は第 1 因子「大人からの安心感」（ $\alpha=.870$ ）、第 2 因子「子ども同士の安心感」（ $\alpha=.802$ ）、第 3 因子「居場所・リラックス」（ $\alpha=.713$ ）の 3 因子が抽出され、 α 係数は信頼性に値するものであった。

2. 本調査⁶⁸⁾※₂

1) 目的

予備調査⁵⁵⁾では、一定の信頼性を見出しされたものの、いくつかの問題点が見出だされた。第1に、対象が62名、対象施設も3施設と少なくサンプル数が偏っていること、第2に調査項目に「学園」「友達」「先生」などの用語が使われていたが、これらの用語が日常使われていない養護施設が多くあること、第3に設問項目にわかりやすい具体的な表現が不足していたり、設問内容が本尺度で測定しようとした人権侵害の定義（詳しくは第2章Ⅱ・1・2）・(3)）を十分網羅していないなどの偏りが見られたりしている。これらの問題点を改良して児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」を作成した⁶⁸⁾。しかし、その尺度の解析において、「生活安全感」と「生活安心感」項目をそれぞれ別々に探索的・確認的因子分析を行った分析上の問題点が見られた。尺度を一つのものとして成立するためには、「生活安全感」「生活安心感」の質問項目を一括で因子分析し尺度作成をすることが必要である。そのため、本調査では、これらの問題点を解消するために、再度解析を行い尺度を作成し直すことを目的とした。

2) 研究方法

(1) 児童養護施設における生活安全感・安心感に関する質問項目の改良^{資料2)}

①質問項目改良の手続き

松村らが予備調査で作成した「生活安全感・安心感尺度」を基に項目内容の見直しを行った。その際には、社会心理学および臨床心理学を専門とする研究者4名、児童相談所の児童福祉司ならびに心理士2名、児童養護施設の管理者3名ならびに職員数名と協議した

※₂ 本調査は、「児童養護施設で暮らす子どもの生活安全感・安心感と精神的健康感との関係－「生活安全感・安心感尺度」の改良を通して－」の表題で日本大学文理学部人文科学紀要に掲載されているものを一部加筆修正したものである。

上で作成した。

②質問項目の改良点

質問項目は、次の3点を改良した。改良点ができるように予備調査内容と本調査内容の比較表を表2-1に示した。ただし、表の中の項目番号は、探索的因子分析で残った因子番号ならびに項目番号で示してある。

予備調査の質問項目	項目番号	本調査の質問項目
他の児童との間の安全感	因子2.	他の子どもに対する安全感
学園の友達から、乱暴なことをされ嫌な思いをすることがありますか	安全子ども1	施設内の他の児童から、乱暴なことをされて嫌な思いをすることがありますか
学園の友達から、おどされて嫌な思いをすることがありますか	安全子ども2	施設内の他の児童から、おどされて嫌な思いをすることがありますか
学園の友達からいじめられていると感じることがありますか	安全子ども5	施設内の他の児童から、いじめられていると感じることがありますか
学園の友達から無視されるようなことがありますか	安全子ども6	施設内の他の児童から、無視されるようなことがありますか
学園内で、仲間はずれにされることがありますか	安全子ども7	施設内で、仲間はずれにされることがありますか
学園の友達から、嫌なことを言われたり、バカにされたりするようなことがありますか	安全子ども9	施設内の他の児童から、嫌なことを言われたり、バカにされたりするようなことがありますか
学園の友達から、やりたくないことを無理にやらされることがありますか	安全子ども10	施設内の他の児童から、やりたくないことを無理にやらされることがありますか
学園の中で、自分や人の物がなくなったりしますか	削除	施設の中で、自分や人の物がなくなることがありますか
	安全子ども3	施設内の他の児童から、物をこわすなどの乱暴なところを見せられて、こわい思いをすることがありますか
	安全子ども4	施設内の他の児童から、なぐる・けるなどの暴力をふるわれることがありますか
	安全子ども8	施設内の他の児童から、悪口(「バカ」「ブス」「デブ」「しね」「キモイ」など)を言われて、嫌な思いをすることがありますか
	安全子ども11	施設内の他の児童同士が、いつもトラブルを起こしていて、落ち着かない日が続くことがありますか
	削除	施設内の他の児童から、きもちわるい(血がたくさん出ているようなもの)写真・マンガ・映像やゲームなどを、ムリやり見せられることがありますか
大人との間の安全感/居場所・リラックス	因子4.	職員に対する安全感
学園の先生から、乱暴なことをされ嫌な思いをすることがありますか	安全職員1	施設の職員から、乱暴なことをされ、嫌な思いをすることがありますか
学園の先生から、嫌なことを言われたり、バカにされることがありますか	安全職員2	施設の職員から、嫌なことを言われたり、バカにされることがありますか
学園の先生から、感情的にしつこく怒られることがありますか	安全職員3	施設の職員から、感情的にしつこく怒られることがありますか
学園の先生から、理由もわからないまま、怒られていると感じることがありますか	安全職員6	施設の職員から、理由もわからないまま、怒られていると感じることがありますか
学園の先生から、無視されるようなことがありますか	安全職員9	施設の職員から、無視されるようなことがありますか
学園の先生から、こわい言い方で注意されて嫌な思いをすることがありますか	削除	施設の職員から、こわい言い方で注意されて嫌な思いをすることがありますか
	安全職員4	施設の職員から、他の子どもがいつも感情的に怒られていて、落ち着かない日が続くことがありますか
	安全職員5	施設の職員から、物をこわすなどの乱暴なところを見せられて、こわい思いをすることがありますか
	安全職員7	施設の職員から、悪口(「バカ」「ブス」「デブ」「しね」「キモイ」など)を、言われることがありますか
	安全職員8	施設の職員から、なぐる・けるなどの暴力をふるわれることがありますか
	削除	施設の職員から、きもちわるい(血がたくさん出ているようなもの)写真・マンガ・映像やゲームなどを、見せられることがありますか

子ども同士の安心感	因子3.	他の子どもへの安心感
学園の中に、自分のすなおな気持ちや、こまったことを話せる友達がいいますか	安心子ども4	施設の中に、自分のすなおな気持ちや、こまったことを話せる 児童がいいますか
学園には こまった時に あなたの話を 聞いてくれる友達は いいますか	安心子ども5	施設には、こまった時に あなたの話を 聞いてくれる児童は いいますか
あなたが しゃべりたい時に、学園の友達は、はげましてくれることがありますか	安心子ども6	あなたが しゃべりたい時に、施設内の他の児童は、はげまして くれることがありますか
学園の友達の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人がいますか	安心子ども7	施設内の他の児童の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人がいますか
あなたが、何かしようとする時、学園の友達は、協力したり応援してくれると思いますか	安心子ども9	あなたが 何かしようとする時、施設内の他の児童は、協力したり応援してくれると思いますか
	安心子ども1	物事が うまくいかなかった時に、 施設内の他の児童は、はげましてくれることがありますか
	安心子ども2	何かあった時に、助けてくれる 児童は いいますか
	安心子ども3	施設の中に、自分を 認めてくれる 児童が いいますか
	安心子ども8	運動・勉強・趣味などで、施設内の他の児童から、すごいなど ほめられることがありますか
大人からの安心感	因子1.	職員への安心感と生活空間の居心地
学園に自分のすなおな気持ちやこまったことを話せる先生がいいますか	安心職員1	施設の中に、自分のすなおな気持ちや こまったことを 話せる職員が いいますか
あなたが、何かしようとする時、学園の先生は、協力したり応援してくれると思いますか	安心職員2	施設の職員は、あなたが 何かしようとする時、協力したり 応援してくれると 思いますか
物事がうまくいかなかった時に、学園の先生は、はげましてくれることがありますか	安心職員3	物事がうまくいかなかった時に、施設の職員は、はげましてくれることが ありますか
学園の先生の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人が いいますか	安心職員4	施設の職員の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人が いいますか
何かあった時に学園の先生は守ってくれると思いますか	安心職員5	何かあった時に、施設の職員は、守ってくれると 思いますか
学園の先生はあなたの話を聞いてくれますか	安心職員6	施設の職員は、あなたの話を 聞いてくれますか
学園内には自分の気持ちがおちつく場所があると感じますか	安心職員8	施設内には、自分の気持ちが 落ち着く場所が あると感じますか
学園で自分を認めてくれる先生がいいますか	安心職員11	施設の中に、自分を認めてくれる職員が いいますか
運動、勉強、趣味などで、学園の先生からすごいと言われることがありますか	安心職員12	運動・勉強・趣味などで、施設の職員から、すごいなど ほめられることが ありますか
気持ちがおちついて、リラックスできる時間がありますか	削除	気持ちが落ち着いて、リラックスできる時間が ありますか
自分の部屋に帰りたいことがありますか (R)	削除	自分の部屋に 帰りたいことが ありますか (R)
一人ぼっちでさみしいと感じることがありますか (R)	削除	一人ぼっちで さみしいと感じることが ありますか (R)
	安心職員7	施設内に 自分の居場所が あると感じますか
	安心職員9	施設の職員は、子ども同士のトラブルに きちんと関わって、うまく解決してくれていると 思いますか
	安心職員10	施設で生活していて、ほっとする時間は ありますか
	削除	施設のだけかと一緒にいて、ほっとすることが ありますか
	削除	施設内に 居心地の良い場所が あると感じますか
性的な安全感		性的な安全感
病気やケガでないのに、学園の先生からムリヤリに身体を触られて、嫌な思いをすることがありますか	削除	病気やケガでないのに、施設の職員から、ムリヤリ 身体をさわられて、嫌な思いを することが ありますか
学園の先生から、いやらしいものを見せられたり、言われたりすることがありますか	削除	施設の職員から、いやらしいものを見せられたり、言われたりすることがありますか
病気やケガでないのに、学園の友達から、ムリヤリ身体をさわられて、嫌な思いをすることがありますか	削除	病気やケガでないのに、施設内の他の児童から、ムリヤリ身体をさわられて 嫌な思いを することが ありますか
	性子ども1	施設内の他の児童から、“自分の”プライベート・ゾーン※を さわられることが ありますか。
	性子ども2	施設内の“他の児童の”プライベート・ゾーンを さわるように 言われることが ありますか
	性子ども3	施設内の他の児童から、キスを されることが ありますか
	性子ども4	施設内の他の児童から “自分の”プライベート・ゾーンを 見せるように 言われることが ありますか
	性子ども5	施設内の“他の児童の”プライベート・ゾーンを 見たくないのに 見せられることが ありますか
	性子ども6	施設内の他の児童から、見たくないのに 性的な写真・マンガ・映像・ゲームなどを 見せられることが ありますか
	性職員1	施設の職員から “自分の” プライベート・ゾーンを さわられることが ありますか
	性職員2	施設の“職員の”プライベート・ゾーンを さわるように 言われることが ありますか
	性職員3	施設の職員から、キスを されることが ありますか
	性職員4	施設の職員から、“自分の” プライベート・ゾーンを 見せるように 言われることが ありますか
	性職員5	施設の“職員の”プライベート・ゾーンを 見せられることが ありますか
	性職員6	施設の職員から、性的な写真・マンガ・映像やゲームなどを 見せられることが ありますか。

※ “プライベート・ゾーン”とは、むねやおちんちん、おまた、おしりなどのことです。

i)施設ならびに対象の呼び名の変更

「学園」を「施設」,「友達」を「他の児童」,「先生」を「職員」に変更した。「学園」

という呼び名は一部の施設では使われているが,多くの施設で日常的には使われていないため「施設」とした。また,子どもたちは,一緒に暮らしている他の児童のことを「友達」とは感じていないことも多いため「他の児童」とした。職員のことを「〇〇お姉さん・お兄さん,〇〇さん」と名前と呼ぶ施設もあり,「先生」という呼び方が一般的ではないため,「職員」に変更した。

ii)項目の加除

①「生活安全感」の質問項目の改良

尺度の内容妥当性を高めるために,設問項目をいくつか加除し全 36 項目を作成した。具体的には,次のような項目を追加した。まず,定義の人権侵害内容が,心理的・ネグレクトの内容に偏っていたため,定義がバランス良く反映されるよう身体的人権侵害,例えば「施設内の他の児童からなぐる・けるなどの暴力を振るわれることがありますか」などの 2 項目を追加した。次に,人権侵害を幅広く網羅するために,例えば「施設内の他の児童から,物をこわすなどの乱暴なところを見せられてこわい思いをすることがありますか」のような侵害行為を他者から見せられるような内容を 6 項目追加した。さらに,人権侵害の抽象的な内容(「悪口」)について,子どもが理解しやすいように具体性を持たせた内容(「バカ」「ブス」「しね」等)を 2 項目追加した。性的な項目に関しては,「病気やケガでないのに,他の児童から,ムリやり身体を触られて,嫌な思いをすることがありますか」「施設の他の児童から,いやらしいものを見せられたり,言われたりすることがありますか」のような曖昧な表現では,子どもは,性的侵害と認知することが困難と考えられたので,これらを削除し,学校で使用している性教育の教科書⁶⁹⁾を参考に,項目数を増やし低学年の子どもでも分かる内容に修正を図った。

②「生活安心感」の質問項目の改良

「生活安全感」と同様、内容妥当性を高めるために設問項目を追加し全 26 項目を作成した。具体的には、まず心理的受容・承認の項目について、「施設の中に自分を認めてくれる児童がいますか」等という表面的妥当性を担保した 1 項目を追加した。次に、励まし・援助に関する項目が少なく心理的受容・承認の項目とのバランスが取れていなかったので前者に関して 4 項目を追加し、最後に居場所・リラックスを測定する項目が少なかったので 4 項目追加した。

iii) アンケートの実施マニュアルの作成

アンケートの対象年齢が幅広いことから、予備調査で課題であった低学年でもわかりやすい文章作成や、発達が遅れている子どもも多数いることから、語彙の補足説明が必要な場合の解説書を作成した^{資料 3)}。なお、解説書に書かれている語彙の補足説明は、予備調査において子どもから質問があった語彙に、説明を加えることによって子どもが理解できた内容を記載してある。また、予備調査において、質問内容は子どもの生活に身近な内容であるため、小学低学年であっても理解が可能であった。また、結果の信頼性を保つために、誰が実施しても同じ方法で調査ができるよう、研究の目的、倫理的内容、子どもたちへの説明内容や注意事項、調査の流れなどを記した「アンケート実施手順(参考例)」^{資料 3)}も作成した。

(2) 対象

研究協力を得ることができた神奈川、埼玉、千葉の各県にある児童養護施設 9 施設（全入所児童数 481 名：幼児を含む）に入所中の 6 歳～18 歳までの子ども 398 名のうち、前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども 388 名を対象とした。なお、小学 1 年生に関しては、小学 2 年生にあがる 2～3 か月前の児童で、質問紙の内容や表現を理解できる子どもを対象とした。

(3) 調査方法ならびに調査期間

児童養護施設長の同意の下、施設に入所中の子どもを対象に質問紙調査を実施した。調査協力の得られた9施設のうち、3施設に関しては筆者ならびに研究協力者が、直接子どもに調査の説明や質問紙の配布を行い、子どもが回答した後、質問紙を封筒に入れ封印をしてもらったものを回収した。その他の6施設に関しては、実施の際に子どもが安心して回答ができるよう、施設内で中立的な立場の臨床心理士もしくは施設職員が、「アンケート実施手順（参考例）」^{資料3)}に基づいて調査を実施した。子どもが質問紙に答えた後、自分で封筒に入れ封印したものを、実施者が集めて郵送してもらう方法で行った。調査期間は、2015年1月～4月であった。

(4) 調査内容

①対象者の基本属性（性別、年齢、学年、入所年齢、入所期間）、被虐待経験の有無（ただし、被虐待経験の有無に関しては、子ども本人からではなく、別途、施設内心理士または管理者より、質問紙に答えた子どものうち、虐待を受けた子どもの人数を調査する形で情報を得た。虐待の有無は、施設に入所時児童相談所から送られてきた情報から抽出した）、

②児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」

③自尊感情測定尺度（東京都版）

児童養護施設に入所している子どもは、幼稚園生から高校生までも幅広いことや、長期間入所している子どももいることから、自尊感情の変化を継時的に把握し養育に生かすことが必要である。そのため、小学低学年から高校生までもを対象とした、東京都が推進する「自尊感情や自己肯定感に関する研究」において作成された尺度を使った^{70,71)}。また、その信頼性や妥当性は検証されている⁷²⁾。

全22の質問項目からなり、各設問に対して、「当てはまらない」1点、「どちらかという」と当てはまらない」2点、「どちらかという」と当てはまる」3点、「当てはまる」4点の4件法で配点されている。22の質問項目は、3つの下位項目に分けられ、各下位項目の平均得

点を算出し得点化している（1 - 4 点）。3 つの下位項目には、①自己評価・自己受容（自分のよさを実感し、自分を肯定的に認めることができること）8 項目、②関係の中での自己（多様な人との関わりを通して、自分が周りの人に役立っていることや周りの人の存在の大きさに気づくこと）7 項目、③自己主張・自己決定（今の自分を受け止め、自分の可能性について気づくこと）7 項目あり、得点が高ければ高いほど、それぞれの項目の自尊感情は高いことを示す。

④抑うつ尺度（Depression Self-Rating Scale for Children (DSRSC))

子どもの抑うつ尺度には、Birlleson^{73,74)}が作成した depression self-rating scale for children の日本語版 (DSRS-C 株式会社三京房使用許可済) を採用した⁷⁵⁾。小学 3・4 年生 65 名を対象に 2 週間隔で 2 回自己評価した test-Retest の pearson の相関は.79 で有意な相関を示した。また Cronbach の α 係数は.77 と内的整合性を有し信頼性のある尺度である。質問項目は、18 項目からなり、0 - 2 点の 3 件法の合計 0 - 36 点で、得点が高ければ高いほど抑うつ傾向が高いことを示す。

調査内容の③自尊感情測定尺度と④子どもの抑うつ尺度は、妥当性の検証のための外的尺度として用い、安全感・安心感が高ければ、自尊感情は高くなり、抑うつ状態は低くなるという仮説を設定しその関連を探った。

(5) 分析方法

生活安全感・生活安心感の項目を、主因子法・プロマックス回転を用いた探索的因子分析ならびに共分散構造分析を使った確認的因子分析を行い、因子妥当性を検討した。信頼性は Cronbach の α 係数により内的整合性を検討した。また、尺度と基本属性との関連を探るために、t 検定ならびに一元配置分散分析を行った。有意水準は 5%未満とした。解析には、統計ソフト SPSS ver 22.0 (Amos も含む) を用いた。

(6) 倫理的配慮

調査実施にあたっては、研究の目的、参加の自由、途中中断の権利、不利益からの保護、プライバシーの保護について説明した後、承諾の得られた子どもに実施した。また、本研究は、国際医療福祉大学の倫理委員会の承諾（承認番号 14 - Io - 105）を得て実施した。

Ⅲ. 結果

神奈川、埼玉、千葉の各県にある 9 つの児童養護施設に入所している全児童数は 481 名で、今回の対象者は全国入所児童数の約 1.71%であった。そのうち、調査対象の 6 歳～18 歳の子ども 398 名のうち、前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども 388 名に調査用紙を配布し、366 名から回答が得られた（回収率 94.3%）。これは、全国の児童養護施設に入所している児童総数の 1.3%であった。欠損値の 3 個以下が 39（10.9%）あり、当人の尺度の平均値を挿入し有効回答とした。その結果、有効回答 359 名（有効回答率 92.5%）を解析の対象とした。

1. 施設毎の調査対象者数ならびに入所児童の基本属性

解析対象の 9 施設の調査対象者数を表 2-2 に記載した。

表2-2. 施設毎調査対象数

施設名	有効回答（調査数）
A	52 (52)
B	58 (61)
C	44 (45)
D	48 (50)
E	47(48)
F	9(9)
G	55(55)
H	30(30)
I	16(16)
合計	359(366)

入所児童の基本属性は表 2-3 に示した。

表2-3. 入所児童の基本属性 (N=359)

変数名	区分	人数	%
児童の性別	男	187	52.1
	女	172	47.9
児童の年齢	小学生 (6~12歳)	170	47.4
	中学生 (13~15歳)	107	29.8
	高校生 (16~18歳)	82	22.8
入所年齢	3歳未満	93	25.9
	3歳以上~6歳未満	97	27.0
	6歳以上~12歳未満	122	34.0
	12歳以上	47	13.1
入所期間	1年未満	12	3.40
	1年以上~5年未満	119	33.1
	5年以上~10年未満	130	36.2
	10年以上	98	27.3
被虐待経験の有無	あり	249	69.4
	なし	110	30.6

性別では、男女ほぼ半々であった。年齢構成は、小学生が 47.4%、中学生 29.8%、高校生 22.8%と、小学生が約半数であった。入所年齢は、平均 6.15 歳（範囲 1 - 17）で、6 歳未満が 52.9%、6 歳以上~12 歳未満が 34.0%、12 歳以上が 13.1%と、約半数近くが小学入学前に入所していた。入所期間は、5 年未満が 36.5%、5 年以上~10 年未満が 36.2%、10 年以上が 27.3%と、63.5%の児童が 5 年以上であるなど、幼少期に入所し、入所期間が 5 年以上の長期になる子どもが約 6 割強いた。被虐待経験の有無では、ありが 69.4%、なしが 30.6%と、約 7 割弱の子どもが虐待の経験をしていた。

2. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の探索的・確認的因子分析

生活安全感の 36 項目の質問項目の分布を確認した結果、性的な質問 12 項目は、ほとん

どの子どもが「全くない」と答えているなど分布に偏りが見られたことから、尺度の対象から削除した。残った 24 項目のうち、施設管理者 1 名、心理士 2 名の協議により、得点分布の偏りが最も大きい 2 項目（平均点が 2.84, 2.65 / max3）^{注 1)}、ならびに意味の類似性の高い 1 項目^{注 2)} を削除した残り 21 項目を解析の対象とした。

生活安心感の 26 項目の質問項目を、再度、施設管理者 1 名、心理士 2 名の協議により、意味の類似性の高い 2 項目^{注 3)}、ならびに対象が不明瞭な 1 項目^{注 4)} を削除した残り 23 項目を解析の対象とした。

注 1) 具体的には「施設内の他の児童から、きもちわるい（血がたくさん出ているようなもの）写真・マンガ・映像やゲームなどを、ムリやり見せられることがありますか」「施設内の職員から、きもちわるい（血がたくさん出ているようなもの）写真・マンガ・映像やゲームなどを、ムリやり見せられることがありますか」の 2 項目の偏りが大きかった。

注 2) 「施設の職員から、こわい言い方で注意されて嫌な思いをすることがありますか」の 1 項目については、表 2-1 の安全職員 3 の「施設の職員から、感情的にしつこく怒られることがありますか」と質問項目に重複が見られた。

注 3) 「気持ちが落ち着いてリラックスできる時間がありますか」は、表 2-1 の安心職員 10、「施設内に居心地の良い場所があると感じますか」は、表 2-1 の安心職員 8 と類似が見られた。

注 4) 「施設のだれかと一緒にいてほっとすることがありますか」は、対象があいまいであるため削除した。

表2-4. 児童養護施設版『安全感・安心感尺度』因子分析（主因子法 プロマックス回転）（n=359）

		I	II	III	IV
因子1. 職員への安心感と生活空間の居心地 (α=0.923)					
安心職員1	施設の中に、自分のすなおな気持ちや こまったことを 話せる職員が いますか	.774	-.080	.045	.006
安心職員2	施設の職員は、あなたが 何かしようとする時、協力したり 応援してくれると 思いますか	.751	.008	-.031	-.009
安心職員3	物事がうまくいかなかった時に、施設の職員は、はげましてくれることが ありますか	.735	-.080	.049	-.095
安心職員4	施設の職員の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人が いますか	.732	-.077	.030	.054
安心職員5	何かあった時に、施設の職員は、守ってくれると 思いますか	.716	-.027	.002	.091
安心職員6	施設の職員は、あなたの話を 聞いてくれますか	.715	.040	-.122	.166
安心職員7	施設内に 自分の居場所が あると感じますか	.653	.160	.038	-.144
安心職員8	施設内には、自分の気持ちが 落ち着く場所が あると感じますか	.648	.105	.047	-.066
安心職員9	施設の職員は、子ども同士のトラブルに きちんと関わって、うまく解決してくれていると 思いますか	.643	-.022	.005	.174
安心職員10	施設で生活していて、ほっとする時間は ありますか	.639	.173	.032	-.085
安心職員11	施設の中に、自分を認めてくれる職員が いますか	.623	-.057	.164	.128
安心職員12	運動・勉強・趣味などで、施設の職員から、すごいと ほめられることが ありますか	.410	-.081	.282	.079
因子2. 他の子どもに対する安全感 (α=.900)					
安全子ども1	施設内の他の児童から、乱暴なことをされて 嫌な思いを することが ありますか	.061	.794	-.013	-.037
安全子ども2	施設内の他の児童から、おどされて 嫌な思いを することが ありますか	.092	.750	-.094	-.020
安全子ども3	施設内の他の児童から、物をこわす などの 乱暴なところを 見せられて、こわい 思いを することが ありますか	.048	.715	-.119	.021
安全子ども4	施設内の他の児童から、なぐる・ける などの暴力を ふられることが ありますか	-.041	.702	.003	.083
安全子ども5	施設内の他の児童から、いじめられていると 感じる ことが ありますか	-.020	.699	.043	-.017
安全子ども6	施設内の他の児童から、無視されるようなことが ありますか	.113	.666	-.013	-.106
安全子ども7	施設内で、仲間はずれに される ことが ありますか	.071	.648	.027	-.123
安全子ども8	施設内の他の児童から、悪口(「バカ」「ブス」「デブ」「しね」「キモイ」など)を言われて、嫌な思いを することが ありますか	-.224	.647	.158	.187
安全子ども9	施設内の他の児童から、嫌なことを言われたり、バカにされたりするよう な ことが ありますか	-.094	.643	.157	.016
安全子ども10	施設内の他の児童から、やりたくないことを 無理に やらされる ことが ありますか	.144	.583	-.096	.027
安全子ども11	施設内の 他の児童同士が、いつもトラブルを 起こしていて、落ち着かない日が 続く ことが ありますか	-.126	.456	.112	.133
因子3. 他の子どもへの安心感 (α=0.899)					
安心子ども1	物事が うまくいかなかった時に、 施設内の他の児童は、はげましてくれる ことが ありますか	-.015	.068	.751	-.002
安心子ども2	何かあった時に、助けてくれる 児童は いますか	.087	-.082	.744	.008
安心子ども3	施設の中に、自分を 認めてくれる 児童が いますか	-.071	.106	.712	.051
安心子ども4	施設の中に、自分のすなおな気持ちや、こまったことを話せる 児童が いますか	.126	-.110	.703	-.015
安心子ども5	施設には、こまった時に あなたの話を 聞いてくれる児童は いますか	-.009	.079	.702	-.020
安心子ども6	あなたが しばいた時に、施設内の他の児童は、はげまして くれる ことが ありますか	-.038	.035	.702	-.099
安心子ども7	施設内の他の児童の中で、あなたの気持ちを わかってくれる人が いますか	.077	-.022	.656	.052
安心子ども8	運動・勉強・趣味などで、施設内の他の児童から、すごいと ほめられる ことが ありますか	.050	-.017	.597	-.074
安心子ども9	あなたが 何かしようとする時、施設内の他の児童は、協力したり応援してくれると 思いますか	.102	.055	.596	-.001

因子4. 職員に対する安全感 ($\alpha=0.876$)

安全職員1	施設の職員から、乱暴なことをされ、嫌な思いをすることがありますか	-0.057	.006	.031	.777
安全職員2	施設の職員から、嫌なことを言われたり、バカにされることがありますか	.064	-.100	.083	.708
安全職員3	施設の職員から、感情的にしつこく怒られることがありますか	-.055	.001	.063	.701
安全職員4	施設の職員から、他の子どもがいつも感情的に怒られていて、落ち着かない日が続くことがありますか	-.075	.056	.006	.652
安全職員5	施設の職員から、物をこわすなどの乱暴なところを見せられて、こわい思いをすることがありますか	-.014	.039	-.100	.648
安全職員6	施設の職員から、理由もわからないまま、怒られていると感ずることがありますか	.037	-.082	.054	.639
安全職員7	施設の職員から、悪口(「バカ」「ブス」「デブ」「しね」「キモイ」など)を、言われることがありますか	.090	.029	-.146	.627
安全職員8	施設の職員から、なぐる・けるなどの暴力をふるわれることがありますか	.029	.071	-.073	.624
安全職員9	施設の職員から、無視されるようなことがありますか	.145	.114	-.046	.575
	因子間相関	I	II	III	IV
	I	—	.131	.565	.538
	II		—	.217	.369
	III			—	.158
	IV				—

生活安全感 21 項目，生活安心感 23 項目の合計 44 項目を主因子法・プロマックス回転で分析した結果，固有値は，11.56，5.56，4.01，1.62，1.61，1.23，1.06，1.01，.900・・・と減衰し，4 因子の構造が妥当であると考えられた．ここで 4 因子を仮定して再度，因子負荷量 .40 以上を採択基準として，主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った．結果，「施設の中で、自分や人の物がなくなることがありますか」「自分の部屋に帰りたくないことがありますか」「一人ぼっちでさみしいと感ずることがありますか」の 3 項目は，因子負荷率.40 未満のため削除した．残った 41 項目を，再度主因子法・プロマックス回転で分析した最終的な因子パターンと因子間相関，因子負荷量 (.40 以上の項目は太字で記したもの) を表 2-4 に示した．

第 1 因子は，12 項目で構成されており，職員からの受容，傾聴，励ましなどの項目ならびに，「施設内に自分の居場所があると感じますか」「施設には、自分の気持ちが落ち着く場所があると感じますか」「施設で生活していてほっとする時間はありますか」など，施設内での居心地の良さの項目が高い負荷量を示していたため，「職員への安心感と生活空間

の居心地」因子と命名した。

第2因子は、11項目で構成されており、他の子どもから意地悪や無視、乱暴なことなどをされている内容の項目が高い負荷量を示しており、「他の子どもに対する安全感」因子と命名した。

第3因子は、9項目で構成されており、他の子どもからの受容、傾聴、励ましなどの内容の項目が高い負荷量を示していたため、「他の子どもへの安心感」と命名した。

第4因子は、9項目で構成されており、職員から乱暴なことや無視されたり、感情的に怒られるなどの内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「職員に対する安全感」因子と命名をした。

各因子の信頼性を検討するために、Cronbachの α 係数を求めたところ、第1因子「職員への安心感と生活空間の居心地」 $\alpha=.923$ 、第2因子「他の子どもに対する安全感」 $\alpha=.900$ 、第3因子「他の子どもへの安心感」 $\alpha=.899$ 、第4因子「職員に対する安全感」 $\alpha=.876$ 、と信頼性は十分であった。

また、上記の結果を確かめるために、Amos22.0を用いて確認的因子分析を行った。まずは、4因子のそれぞれについて適合度の高いモデルを確認した。

「他の子どもに対する安全感」に関して、因子分析で抽出された11項目でパス解析を行った結果を図2-2-aに示した。 $\chi^2=62.99$, $df=37$, $p<.01$, $GFI=.970$, $AGFI=.946$, $RMSEA=.044$, $AIC=120.99$ とモデル適合度は良好であった。

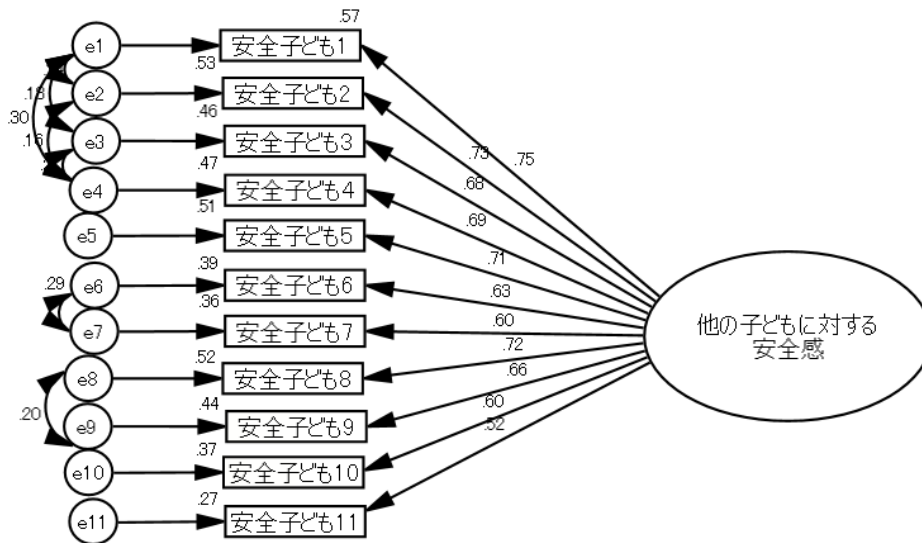


図 2-2-a. 「他の子どもに対する安全感」の確認的因子分析

$\chi^2=62.99$, $df=37$, $p<.01$, $GFI=.970$, $AGFI=.946$, $RMSEA=.044$, $AIC=120.99$

「職員に対する安全感」に関して、因子分析で抽出された 9 項目でパス解析を行った結果、 $\chi^2=118.94$, $df=23$, $p<.01$, $GFI=.931$, $AGFI=.865$, $RMSEA=.108$, $AIC=162.94$ とモデル適合度が悪かったため、標準化係数の低い「安全職員 7: 施設の職員から、悪口(「バカ」「ブス」「デブ」「しね」「キモイ」など)を、言われることがありますか」を削除し、再度パス解析を行った結果を図 2-2-b に示した。モデル適合度は、 $\chi^2=48.83$, $df=17$, $p<.01$, $GFI=.969$, $AGFI=.935$, $RMSEA=.072$, $AIC=86.83$ であった。

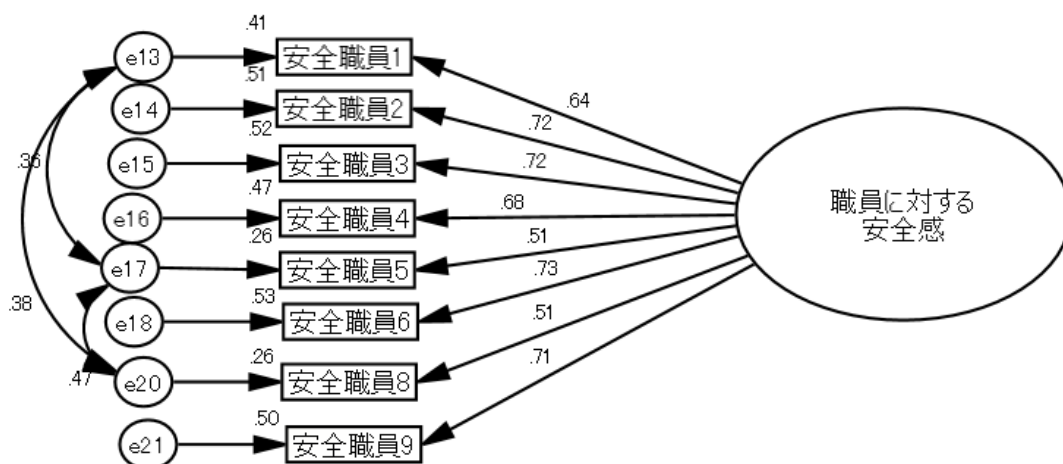


図 2-2-b. 「職員に対する安全感」の確認的因子分析

$\chi^2=48.83$, $df=17$, $p<.01$, $GFI=.969$, $AGFI=.935$, $RMSEA=.072$, $AIC=86.83$

「他の子どもへの安心感」に関して、因子分析で抽出された 9 項目でパス解析を行った結果を図 2-2-c に示した。モデル適合度は、 $\chi^2=41.04$, $df=25$, $p<.05$, $GFI=.976$, $AGFI=.957$, $RMSEA=.042$, $AIC=81.04$ であった。

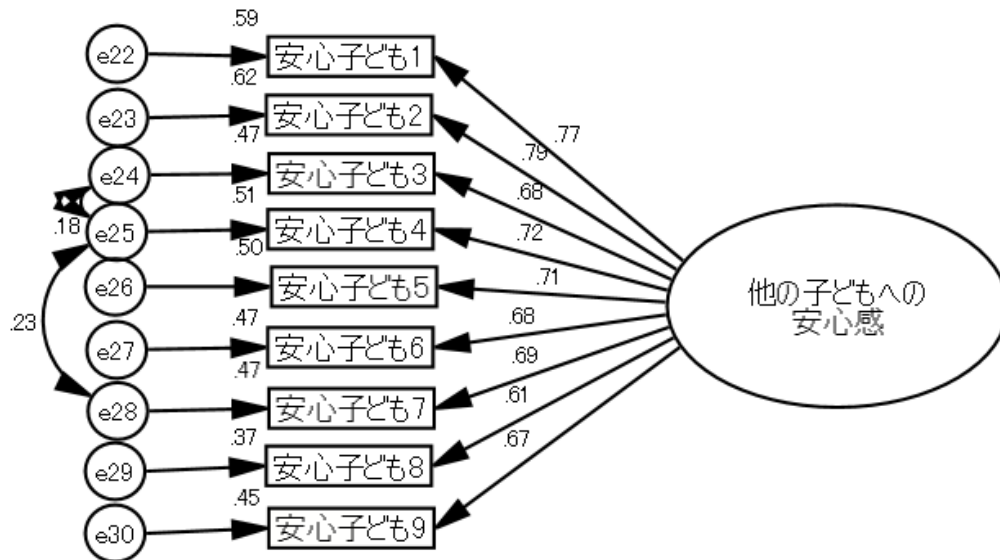


図 2-2-c. 「他の子どもへの安心感」の確認的因子分析
 $\chi^2=41.04$, $df=25$, $p<.05$, $GFI=.976$, $AGFI=.957$, $RMSEA=.042$, $AIC=81.04$

「職員への安心感と生活空間の居心地」に関して、因子分析で抽出された 12 項目でパス解析を行った結果、 $\chi^2=135.80$, $df=47$, $p<.01$, $GFI=.941$, $AGFI=.903$, $RMSEA=.073$, $AIC=197.80$ とモデル適合度が悪かったため、標準化係数の低い「安心職員 10：施設で生活していて、ほっとする時間はありますか」を削除し、再度パス解析を行った結果を図 2-2-d に示した。モデル適合度は、 $\chi^2=82.04$, $df=38$, $p<.01$, $GFI=.961$, $AGFI=.932$, $RMSEA=.057$, $AIC=138.04$ であった。

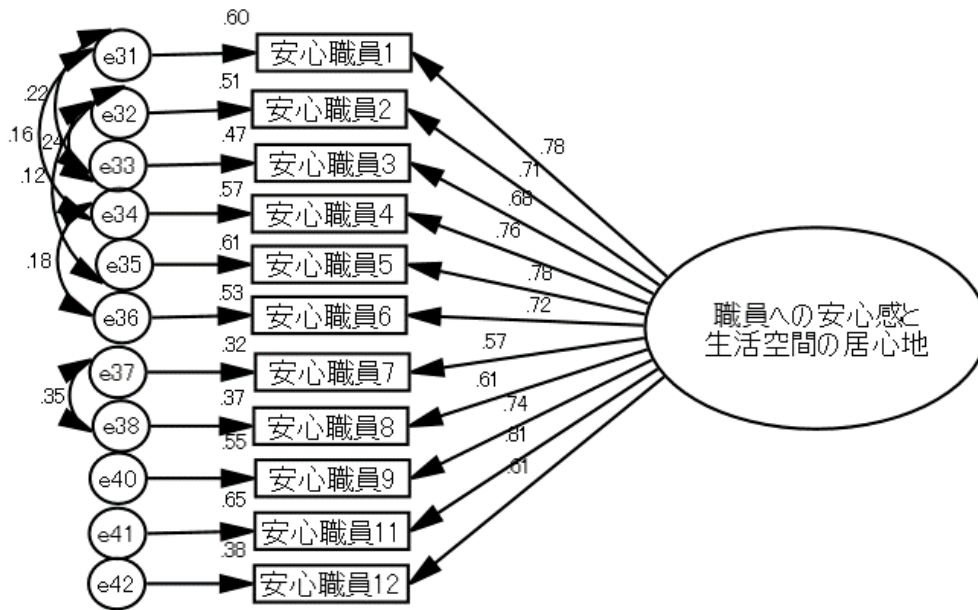


図 2-2-d. 「職員への安心感と生活空間の居心地」の確認的因子分析
 $\chi^2=82.04$, $df=38$, $p<.01$, $GFI=.961$, $AGFI=.932$, $RMSEA=.057$, $AIC=138.04$

次に、4 因子を統合して、Amos22.0 を用いて確認的因子分析を行った結果は図 2-3 に示した。パス解析の結果、モデル適合度は、 $\chi^2=1411.74$, $df=678$, $p<.01$, $GFI=.837$, $AGFI=.812$, $RMSEA=.055$, $AIC=1615.74$ であった。

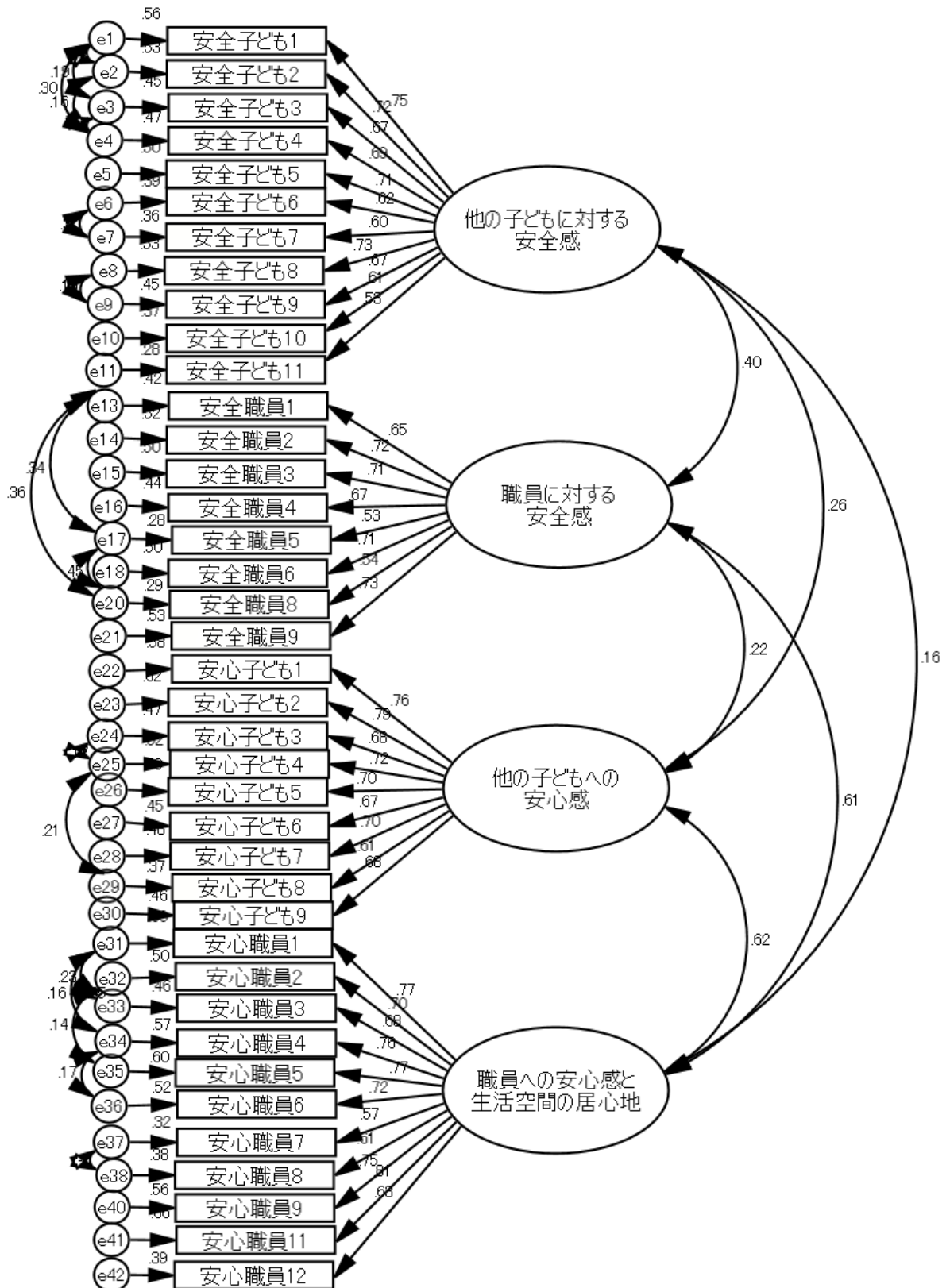


図 2-3. 「生活安全感・安心感尺度」の確認的因子分析

$\chi^2=1411.74$, $df=678$, $p<.01$, $GFI=.837$, $AGFI=.812$, $RMSEA=.055$, $AIC=1615.74$

3. 自尊感情，抑うつ状態

子どもの自尊感情の得点を表 2-5 に示した.

表2-5. 子どもの自尊感情の得点状況 ($N=359$)

	平均得点	標準偏差	範囲
自尊感情22項目合計	2.9	.58	1.23-4.00
①自己評価・自己受容	2.7	.73	1-4
②関係の中での自己	3.0	.63	1-4
③自己主張・自己決定	3.0	.63	1-4

自尊感情 22 項目合計の平均点は，2.9 点 ($SD=.58$ 範囲 1.23 - 4.00) ，①自己評価・自己受容の平均点は 2.7 点 ($SD=.73$ 範囲 1 - 4) ，②関係の中での自己の平均点は 3.0 点 ($SD=.63$ 範囲 1 - 4) ，③自己主張・自己決定の平均点は 3.0 点 ($SD=.63$ 範囲 1 - 4) であった.

子どもの抑うつ状態の得点を表 2-6-a.b.c に示した.

表2-6-a. 子どもの抑うつ状態 (DSRSC) の得点状況 ($N=359$)

	人数	平均得点	標準偏差	範囲
全体	359	12.0	6.79	0-34
小学1～3年	73	10.7	5.30	1-22
小学4～6年	97	11.9	6.56	0-33
中学生	107	11.9	7.27	0-34
高校生	82	13.7	7.35	0-32

表2-6-b.子どもの抑うつ状態 (DSRSC) のcut-off point 16点の状況 ($N=359$)

	得点区分	人数	%
抑うつ状態あり	16点以上	108	30.1
抑うつ状態なし	16点未満	251	69.9

表2-6-c.子どもの抑うつ状態（DSRSC）のcut-off point別 学年構成

学年	抑うつ状態あり（16点以上） （N=108）		抑うつ状態なし（16点未満） （N=251）		合計人数（%）
	人数（%）	人数（%）	人数（%）	人数（%）	
小学1～3年	17 (23.3)	56 (76.7)	73 (100)		
小学4～6年	25 (25.8)	72 (74.2)	97 (100)		
中学生	33 (30.8)	74 (69.2)	107 (100)		
高校生	33 (40.2)	49 (59.8)	82 (100)		

抑うつ状態の平均点は 12.0 点（ $SD=6.79$ 範囲 0 - 34）であった。カットオフポイント 16 点で区切った時、16 点以上の「抑うつ状態あり」は 108 名（30.1%）、16 点未満「抑うつ状態なし」251 名（69.9%）と、約 3 割に気分が落ち込むなどの抑うつ状態が見られていた。学年を独立変数、抑うつ状態を従属変数として一元配置分散分析を行った結果、有意な学年差が見いだされた（ $F(3,355) = 2.66, p < .05$ ）。Tukey の HSD 法による多重比較を行ったところ、高校生は小学 1 年～3 年より、抑うつ状態が高かった。

4. 妥当性の検証

1) 生活安全感・安心感と自尊感情・抑うつ状態との相関関係

生活安全感・安心感の 4 つの因子得点と、自尊感情や抑うつ状態との関係を検討するために、自尊感情測定尺度得点および抑うつ尺度得点との相関係数を表 2-7 に示した。

表2-7. 「生活安全感・安心感尺度」と自尊感情・抑うつ状態との相関関係（ $N=359$ ）

	他の子どもに対する 安全感	職員に対する 安全感	他の子どもへの 安心感	職員への安心感と 生活空間の居心地	自尊感情	抑うつ状態
自尊感情	.152**	.260**	.533**	.562**	—	
抑うつ状態	-.252**	-.373**	-.505**	-.605**	-.659**	—

** $p < .01$

「他の子どもに対する安全感」と自尊感情および抑うつ尺度との相関係数はそれぞれ、.152, -.252, 「職員に対する安全感」と自尊感情および抑うつ尺度との相関係数はそれぞれ、.260, -.373 と低い相関を示した。また、「他の子どもへの安心感」と自尊感情および抑うつ尺度との相関係数はそれぞれ、.533, -.505, 「職員への安心感と生活空間の居

心地」と自尊感情および抑うつ尺度との相関係数はそれぞれ、.562, -.605, と中程度の相関を示した。

2) 生活安全感・安心感と基本属性との関連

生活安全感・安心感得点と基本属性（性別，年齢，入所年齢，入所期間）との関連を表2-8に示した。

表2-8. 生活安全感・安心感と基本属性との関連 (N=359)

変数名	区分	人数	他の子どもに対する安全感 (0-33点)	p 値	職員に対する安全感 (0-24点)	p 値	他の子どもへの安心感 (0-27点)	p 値	職員への安心感と生活空間の居心地 (0-33点)	p 値
児童の性別	男	187	22.0	n.s	18.9	n.s	16.7	n.s	23.4	n.s
	女	172	22.6		18.3		17.6		22.6	
児童の年齢	小学生 (6~12歳)	170	19.5	**	19.2	n.s	17.9	**	24.1	**
	中学生 (13~15歳)	107	23.8		17.9		17.3		22.8	
	高校生 (16~18歳)	82	26.2		18.4		15.4		21.1	
入所年齢	3歳未満	93	22.8	n.s	19.0	n.s	17.9	n.s	23.4	n.s
	3歳以上~6歳未満	97	21.30		18.1		16.7		22.7	
	6歳以上~12歳未満	122	22.0		18.7		17.2		23.4	
	12歳以上	47	24.2		18.7		16.2		22.0	
入所期間	5年未満	131	21.2	**	19.0	n.s	17.2	n.s	23.8	n.s
	5年以上~10年未満	130	21.6		18.8		17.3		22.7	
	10年以上	98	24.7		17.8		16.7		22.5	

** $p < 0.01$, ns : 有意差なし

「他の子どもに対する安全感」は，年齢と入所年齢で有意差が見られた。年齢では，中高生は小学生より安全感が高かった。入所期間では，10年以上が10年未満より1%水準の有意差で安全感は高かった。

「職員に対する安全感」に関しては，基本属性の間で有意差は見られなかった。

「他の子どもへの安心感」ならびに「職員への安心感と生活空間の居心地」は，年齢に有意差が見られた。高校生は小学生より1%水準の有意差で安心感は低く，この結果は生活安全感とは逆の結果だった。

IV. 考察

1. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の信頼性・妥当性について

本研究は、児童養護施設で暮らす子どもが、安全で安心して暮らせているかアセスメントするための尺度の開発をねらいとして、予備調査を基に本調査を実施し児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」を作成した。

予備調査の段階では、生活安全感の定義に性的安全感も含まれていた。しかし、性的質問内容に関して予備調査で行ったような曖昧な表現では、子どもは性的侵害項目と認識することが困難であったため、本調査においては大幅な修正を行って調査した。その結果、回答の分布が「全くない」に偏っていたことから尺度化に不適切と判断し削除した。唐ら⁷⁶⁾は、一般の母親に子どもに対するマルトリートメントについて調査を行っているが、その中で、「性的虐待」に対する項目は除外している。理由として、性的虐待は事実を隠蔽しようとする心理が働くことや、対象者の人権の問題に抵触する危険性があることなどから倫理上のリスクを回避する意味で質問項目を控えている。今回、我々の調査においても、同様のことが考えられた。しかし、児童養護施設には、性的虐待を受けて入所してくる子どももおり、その中には性的逸脱行動などが見られる場合もある⁷⁷⁾。また、その子どもが他の子どもに対して性的ないたづらを、知らず知らずにしてしまうなどの危険性もあることや、施設内には実際に性的な問題が見られるなどの課題を抱えている^{44,47,48)}。性的被害は子どもに大きな外傷を与えるだけでなく、一生そのトラウマに苦しむ可能性があり⁷⁸⁻⁸⁰⁾、施設内の人権侵害予防には、最優先項目として取り組むことが必要である。本尺度では性における安心感・安全感を組み入れることができなかったが、Friedrichの作成したCSBI(子どもの性的行動チェックリスト)⁸¹⁾の活用を行ったり、今回調査項目内容をチェックリストとして活用するなどして、適切にアセスメントし予防を図ることが重要だと考える。

性的質問項目を除外した残りの項目に対して探索的因子分析を行った結果、「子どもに対する安全感」「職員に対する安全感」「他の子どもへの安心感」「職員への安心感と生活空

間の居心地」の4因子が抽出された。抽出された4因子の Cronbach の α 係数を算出した結果、内的整合性は高く信頼性は確認された。さらに、因子毎に確認的因子分析を行った結果、各因子のモデル適合度は高かった。また、4因子を統合した確認的因子分析においてもモデル適合度は許容範囲であったことから本尺度は、一定の妥当性が確認されたと言えよう。

また、各因子と自尊感情と抑うつ状態の2つの尺度との基準関連妥当性を検討したところ、4因子とも自尊感情とは正の相関、抑うつ状態とは負の相関が見られた。「他の子どもへの安心感」と「職員への安心感と生活空間の居心地」においては相関係数が0.5を超えており、安心感が確保されれば、自尊感情は高くなり、抑うつ状態は低くなるという仮説を支持するものであった。一方、「他の子どもに対する安全感」「職員に対する安全感」の2因子は弱い相関であったことから、自尊感情と抑うつ状態との関係は、「安全感」と「安心感」は異なったものとして捉えることが必要であることがわかった。また、マズローの理論では、自尊感情や抑うつ状態は所属・愛情の上位欲求であることから「安心感」とは関係が近く、「安全感」とは関係が遠く、「安全感」と相関が低いことは、マズローの理論を裏付ける結果となったのではないかと考える。この点に関しては、今後も引き続き検討を重ねることが必要である。

2. 基本属性と生活安全感・安心感尺度との関連

生活安全感・安心感の4因子と基本属性の関連を探ったところ、「他の子どもに対する安全感」因子では、高学年の子どもならびに入所期間が長い子どもの安全感が高かった。

このことは、いじめの特徴から理解ができる⁸²⁾。森田ら⁸³⁾はいじめの定義を「いじめとは、同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に、他方にたいして精神的・身体的苦痛をあたえることである」としている。児童養護施設には3歳から高校生まで幅広い年齢の子どもが集団で生活している。年齢が上ということは、身体的・精神的に年齢が下の子どもより優位に立つことができる。そのため、低学年より

安全感が高くなる。一方、低学年の子どもは、体力的にも強い高学年の子どもから圧力をかけられた時に従う方向に動かざる得ないことから、安全感が低くなると考える。

「他の子どもへの安心感」や「職員への安心感と生活空間の居心地」に関しては、高校生の方が小学生より 1%水準で低いなど安全感と逆の結果が得られた。高校生は思春期と呼ばれるように、今まで権威者であった大人に対して、批判的になり、反抗や反発をしながら自己のアイデンティティを確立していくことが特徴である⁸⁴⁾。特に施設に入所している子どもは被虐待児童が多いことから、成長しても大人との間に信頼感が築けていない場合も多く、大人との関わりに対して被害的な認知をしたり、愛情確認のために攻撃的な挑発行為をする傾向が見られる¹⁶⁾。安心感の設問項目が、受容・共感・承認などカウンセリング的な要素が入った内容であることから、特に高校生という多感な時期に、周囲に心を開いて交流を持つ事に抵抗感を示している事と関連しているのではないかと考える⁸⁴⁾。一方、小学生は高校生より防衛機制も弱く、素直に自分の悩みや話を他の子どもや職員に話したり聞いてもらうことに抵抗感が低いことと関連しているのではないかと考える。このような尺度の特徴は、子どもの成長の特徴を表しており、その意味で生活安全感・安心感尺度は構成概念妥当性を有するものと言える。

以上のことより、39項目からなる児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」は「子どもに対する安全感」「職員に対する安全感」「他の子どもへの安心感」「職員への安心感と生活空間の居心地」の4因子であり、信頼性、一定の構成概念妥当性、一定の基準関連妥当性が確認されたと言える。

2. 今後の課題

本尺度は、マズローの理論を基にしながら、生活安全感の定義は虐待の概念を中心に組み立てている。施設には虐待を受けた子どもが約6~7割いるが、虐待を受けていない子どもが3~4割いる。今回は匿名での調査であったため、個人の虐待の有無を特定することは出来なかった。そのため、虐待の有無と生活安全感・安心感の関係を探

ることはできなかった。今後、虐待の有無と生活安全感・安心感との関連について探ることが課題である。

また、性的な質問項目も更に見直し、チェックリストのような形で予防や早期発見を行っていくことが必要と考える。

第3章

研究2. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」と被虐待体験との関連

I. 目的

研究1では、児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の信頼性・妥当性が検証された。施設には虐待を受けた子どもが多く生活しているが、虐待を受けていない子どもが混在して生活している。虐待を受けた子どもはトラウマや情緒的問題など様々な問題を抱えていることから¹⁶⁾、被虐待児童への適応範囲を明らかにすることが必要である。しかし、研究1では、被虐待の有無が匿名であったため、被虐待児童を分離できず、尺度の適応範囲が被虐待体験の有無と関連しているかどうかについては明らかにすることはできなかった。そこで、研究2では、虐待の有無が生活安全感・安心感とどのように関連しているのかについて検討することを目的とする。

II. 研究方法

1. 対象

研究協力を得ることができた神奈川、埼玉、茨城の各県にある児童養護施設8施設（研究1で継続協力が得られた6施設と新規2施設、全入所児童者数389名：幼児を含む）に入所中の6歳～18歳までの子ども324名のうち、前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども308名を対象に質問紙調査を実施した。なお、小学1年生に関しては、小学2年生にあがる2～3か月前の児童で、質問紙の内容や表現を理解できる子どもを対象とした。

2. 調査方法ならびに調査期間

調査方法は、研究1とほぼ同様の方法で実施した。異なっている点は、研究1が、調査を匿名で実施したのに対し、今回は連結匿名で実施したため、虐待を受けた子どもを特定

できる点である。連結匿名に関しては、施設の中で中立的な立場である施設内心理士もしくは管理者の職員が、子どもに付けた番号と対象者の一覧表を管理した。調査協力の得られた 8 施設のうち、6 施設に関しては筆者ならびに研究協力者が、直接子どもに調査の説明や質問紙の配布ならびに回収を行った。残りの 2 施設に関しては、施設側自らが調査することを希望したため、各施設にいる心理士が調査を実施した。子どもが質問紙に答えた後、封筒に入れ封印したものを、施設内の心理士が集めて郵送してもらう方法で行った。

調査期間は、2016 年 1 月～4 月であった。

3. 調査内容

調査内容は、研究 1 と同様、対象者の基本属性（性別、年齢、学年、入所年齢、入所期間）、被虐待経験の有無（ただし、被虐待経験の有無は、子どもが施設に入所する際、児童相談所から送られてきた情報による。その情報を施設長の承諾の下、施設内心理士または管理者から別途得た）、児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」、自尊感情測定尺度、子どもの抑うつ尺度とした。

4. 分析方法

生活安全感・安心感尺度の 4 因子それぞれに対して、虐待の有無との関連を t 検定で解析した。有意水準は 5%未満とした。解析には、統計ソフト SPSS ver 22.0 (Amos も含む) を用いた。

5. 倫理的配慮

調査実施にあたっては、あらかじめ職員が、子どもに調査への参加の希望を聞き、協力の得られた子どもが調査に参加した。研究者が、研究の目的、参加の自由、途中中断の権利、不利益からの保護、プライバシーの保護について説明した後、承諾の得られた子どもに実施した。また、本研究は、国際医療福祉大学の倫理委員会の承諾（承認番号 15 - Io -

102) を得て実施した。

Ⅲ. 結果

神奈川，埼玉，茨城の各県にある 8 つの児童養護施設に入所している（全入所児童者数 389 名：幼児を含む）6 歳～18 歳までの子ども 324 名のうち，前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども 308 名に調査を実施した。8 か所の施設のうち 1 施設は，調査の実施が，本来ならば施設内心理が実施するところを，子どもを直接養育している職員が実施や封をしないで回収するなど，実施方法が「アンケート実施手順(参考例)」^{資料 3)}と異なっていたことから，今回の解析対象から除外し 7 施設を解析対象とした。また，欠損値が 3 個以下は 22 (7.5%) あり，そこには当人の尺度の平均値を挿入し有効回答とした。その結果，有効回答 293 名（有効回答率 95.1%）を解析の対象とした。

1. 施設毎の調査対象者数ならびに入所児童の基本属性

解析対象の 7 施設の調査対象者数を表 3-1 に記載した。

表3-1. 施設毎調査対象数

施設名	有効回答（調査数）
A	52 (53)
B	63 (63)
C	45 (45)
D	54 (54)
J	21(22)
K	18(18)
E	40(40)
合計	293(295)

入所児童の基本属性は表 3-2 に示した。

表3-2. 入所児童の基本属性 (N=293)

変数名	区分	人数	%
児童の性別	男	143	48.8
	女	150	51.2
児童の年齢	小学生 (6～12歳)	140	47.8
	中学生 (13～15歳)	94	32.1
	高校生 (16～18歳)	59	20.1
入所年齢	3歳未満	79	27.0
	3歳以上～6歳未満	82	28.0
	6歳以上～12歳未満	92	31.4
	12歳以上	40	13.7
入所期間	1年未満	11	3.80
	1年以上～5年未満	104	35.5
	5年以上～10年未満	92	31.4
	10年以上	86	29.4
被虐待経験の有無	あり	208	71.0
	なし	85	29.0

性別では、男女ほぼ半々であった。年齢構成は、小学生が 47.8%、中学生 32.1%、高校生 20.1%と、小学生が約半数であった。入所年齢は、6歳未満が 55.0%、6歳以上～12歳未満が 31.4%、12歳以上が 13.7%と、約半数強が小学入学前に入所している。入所期間は、5年未満が 39.3%、5年以上～10年未満が 31.4%、10年以上が 29.4%と、60.8%の児童が5年以上であるなど、幼少期に入所し、入所期間が5年以上の長期になる子どもが約6割強いた。被虐待経験の有無では、有が 71.0%、無が 29.0%と、約7割強の子どもが虐待の経験をしていた。

2. 生活安全感・安心感と被虐待体験の有無の関連について

生活安全感・安心感の下位項目である4因子と被虐待体験の有無との関連についてt検定で比較検討を行った結果を表3-3に示した。

表3-3. 生活安全感・安心感と被虐待体験の有無 (N=293)

	被虐待体験の有無	人数	平均点	p 値
他の子どもに対する安全感	有	208	22.15	ns
	無	85	24.13	
職員に対する安全感	有	208	18.07	ns
	無	85	19.22	
他の子どもへの安心感	有	208	17.07	*
	無	85	18.91	
職員への安心感と生活空間の居心地	有	208	21.54	**
	無	85	25.11	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, ns : 有意差なし

「他の子どもに対する安全感」と「職員に対する安全感」に関しては、被虐待体験の有無に有意差は認められなかった。一方、「他の子どもへの安心感」の平均点は、虐待を受けた子ども 208 名 17.1 点、虐待を受けていない子ども 85 名 18.9 点と、5%水準の有意差で虐待を受けた子どもは、受けていない子どもより安心感は低かった。また、「職員への安心感と生活空間の居心地」は、虐待を受けた子ども 208 名 21.5 点、虐待を受けていない子ども 85 名 25.1 点と、1%水準の有意差で虐待を受けた子どもは、受けていない子どもより職員への安心感や生活空間への安心感は低かった。

IV. 考察

1. 被虐待体験の有無による差異について

今回、「生活安全感・安心感尺度」の4因子と虐待の有無との関係の検討を行った。虐待を受けた子どもは、虐待を受けていない児童に比し、生活安心感が低いことが分かった。

一方、生活安全感に対しても、生活安心感と同様に虐待を受けた子どもの得点は低いものの有意差は認められなかった。

生活安全感の質問項目は、「施設内の他の児童から、乱暴なことをされて 嫌な思いをすることが ありますか」「施設内の他の児童から、いじめられていると 感じる ことが ありますか」「施設内の他の児童から、無視されるようなことが ありますか」など、暴力、いじめ、無視、脅しなどの具体的な身体的・精神的な侵害項目である。学校のいじめの問題でもあるように^{82,83)}、生活安全感にあるような侵害項目は、虐待の有無に関わらず出会う機会はあるし、被害を受けた時には両方とも不快な感情に陥ることが予測されることから、被虐待体験の有無に差異が認められなかったのではないかと考える。

一方、虐待環境で育った子どもの対人関係の障害に、無差別的愛着障害と極端なディタッチメントと虐待の反復傾向があげられている¹⁶⁾。初めて出会った大人に対して誰彼なくベタベタ甘える無差別な愛着を示すが、これは本当の意味での愛着ではなく見かけ上のものでしかない。そのため、ほんのちょっとしたことをきっかけにその大人との関係を絶ち、その大人から急激に遠ざかってしまう（ディタッチメント）傾向がある。また、「自分は悪い子だから親に怒られているのだ」「こんなに悪い子は、親に捨てられてしまうかもしれない」と考える傾向がある。この「親から捨てられるかもしれない」という見捨てられ不安は、子どもにとって非常に強い脅威になるため、否認という機制で防衛されてしまうことがある。このように愛着の障害や見捨てられ不安感の高さから、虐待を受けた子どもは、虐待を受けていない子どもより生活不安感が高くなっているのではないかと考える。また、虐待を受けた子どもは、虐待関係の反復傾向が見られる¹⁶⁾。彼らの言動や態度は大人の神経を逆なでするような挑発的態度や反抗的態度によって、他者との関係でトラブルを多く抱えがちである。そのため、周囲の人と信頼関係が持てないなど対人関係面で大きな課題を持っていることが、虐待を受けていない子どもより安心感が低い結果と関連しているのではないかと考える。

2. 今後の課題

本調査では、被虐待体験の有無と生活安全感・安心感との関連では、被虐待体験を受けている子どもの方が、受けていない子どもより生活安全感が低いということが分かった。このように尺度を使って測定することにより、子どもが感じている安全感・安心感を把握することは可能になったと言える。今後は、本尺度を使ってどのように活用していくのか、その活用の可能性を明らかにしていくことが課題として残った。

第4章

研究3. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」活用の可能性の評価研究

I. 目的

児童養護施設で暮らす子どもたちの安全で安心した生活の保障は、第1章でも述べたように重要な課題である。この問題の解決の一助のために、第2章の研究1⁶⁸⁾において、子どもたちが、児童養護施設内で安全で安心して生活できているかアセスメントするために、児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」を作成した。また、研究2では、虐待を受けた子どもは、虐待を受けていない子どもより安心感が有意差を持って低いことが分かった。

しかし、尺度は作成すること自体が目的ではなく、その尺度を使ってどのように有効に活用し役立っているかが大切である。そのため、今回、これらの尺度を使った活用の可能性について評価することが必要である。

心理学では学習理論の研究分野がある。学習理論の視点から考えた場合、調査を実施するということは、子どもは調査内容の刺激に触れ、その内容について何らかの学習をすることになる^{85,86)}。また調査を行う際にも、「施設内でのいじめなどをなくして、安全で安心して暮らせるようにするために調査を行っている」と説明を行って実施している。もし、子どもが生活の中で安全感・安心感をおびやかされていると感じていた場合には、このような調査は内発的な動機を刺激し学習への動機付けにつながる可能と考えられる⁸⁴⁾。また、学習による進歩や効果を表す学習曲線があるが、バッテリーは、何らかの技能を獲得しようと熟練する場合には、連続的な反復を繰り返す集中学習法より、各施行毎に長い休みを挿入する分散学習の方がより効果的に技能が獲得すると述べている⁸⁷⁾。さらに、調査や実験などの対象者になるとその対象者は、当該研究の内容について鋭敏化することが知られている^{88,89)}。当該研究の内容が意識に上り、それに注意が向き、それに関連する反応が多くなり、また強くなる。この鋭敏化は、評価懸念や欲求特性を伴うことによって、対象者が社会的に望ましい反応を促進することがある。そのため、この調査を反復的に繰り返す

ことは、子どもが現在どういう問題があるのか意識を高めると同時に、日常生活でこの安全感・安心感への気付きや発見を促進する学習効果を生むと考える。

そこで今回、以下の2つの仮説を立て、子どもが感じる尺度の生活安全感・安心感得点の経年的変化ならびに、生活安全感・安心感に対する子どもの意識の変化を追うこととした。解析対象は、2回の調査の得点の変化が追跡可能な子どもとしたがその理由は、児童養護施設は、毎年入退所など子どもの入れ替わりが生じる。問題行動が激しい子どもが入所した場合には、その子どもの入所自体が 集団の安全感・安心感に大きな影響を及ぼすことになる。今回の研究は、尺度の反復的な活用の有用性について評価することが目的であるため、新規入所などの子どもを除外し、2回の調査の得点の変化が追跡可能な子どもの経年的変化を追うことによって、尺度活用の有用性について検証することとした。

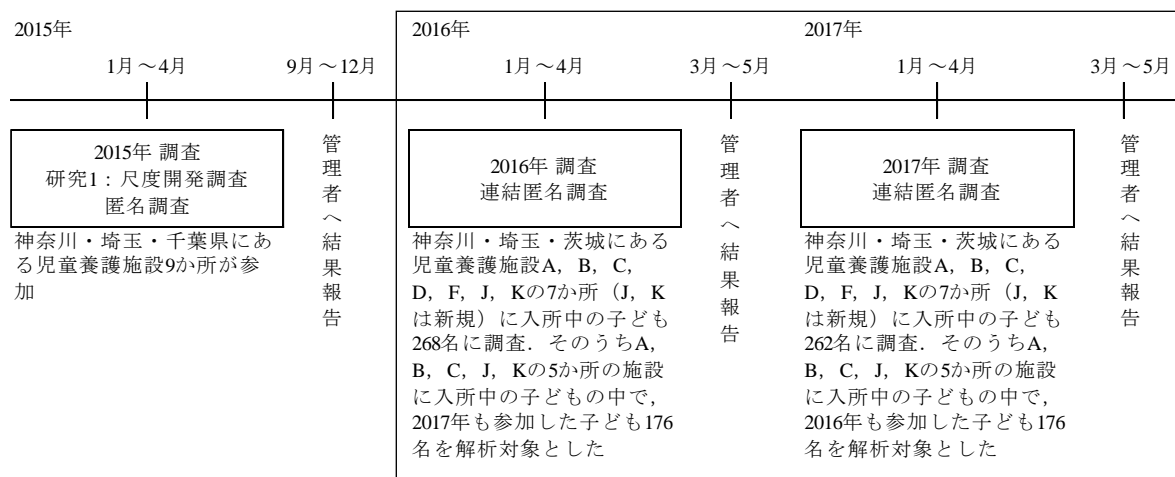
(仮説)

1. 尺度を活用した調査を繰り返すことによって、子どもの安全感・安心感に対する意識が高まり、結果的に生活安全感・安心感得点が高まる。
2. 虐待を受けた子どもは、尺度への反応性が高く、虐待を受けていない個々の子どもより、生活安全感・安心感得点が高まりやすい。

II. 研究方法

1) 調査の概要

上記の仮説の検証を行うために、図 4-1 のプログラムで子どもへの調査を行った。



※研究3は、□内の個人の追跡が可能な2016年・2017年を解析対象とした。

図 4-1. 調査の概要

2) 子どもへの調査の対象

2016年調査と2017年調査と連続して連結匿名で子どもに調査をできた施設は、神奈川県、埼玉県、茨城県にある7施設（A, B, C, D, F, J, K）であった。

2016年調査では、7施設に入所している（全児童数339名：幼児を含む）6歳～18歳の子ども284名のうち、前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども268名であった。2017年調査では、7施設に入所している（全児童数340名：幼児を含む）6歳～18歳の子ども286名のうち、前もって保育士からの説明に調査協力を受けることに同意した子ども262名であった。7施設のうち結果に大きな影響を及ぼすと考えられる2施設（D, F）は解析の対象から除外した。具体的には、1施設は、職員数の不足により2棟に別々に住んでいた子どもを1つの棟に集めて生活するなど、環境に大きな変化があり、結果に影響を及ぼしている可能性が考えられた。別の1施設は、アンケートの実施を中立的な施設内心理士ではなく、直接子どもを養育している職員が実施するなど、「アンケート実施手順(参考例)」^{資料3)}と実施方法が異なり、結果に影響を及ぼすと考えられたため、2施設を外した5施設を解析の対象とした（2016年調査：201名、2017年調査：200名）。なお、施設A, B, C, D, Fの5施設に関しては、2015年調査の研究1の尺度開発に参加している施設でもある。子どものデータは、欠損値が3個以下（2016年調査：8.0%、

2017年調査：3.4%)のものは、当人の尺度の平均値を挿入した。また、今回、子どもの個人の変化を追跡することが目的であるため、2回とも調査に参加し継続的に経過を追跡できる子どもを有効回答とした。

表4-1に5施設(A, B, C, J, K)の子どもの調査数ならびに2回とも参加した子どもの有効回答数を施設毎に一覧で示した。

表4-1. 子どもの対象者数

施設名	2016年調査	2017年調査
	有効回答 (調査数)	有効回答 (調査数)
A	47(53)	47(58)
B	54 (63)	54 (56)
C	41 (45)	41(46)
J	17 (22)	17 (23)
K	17 (18)	17 (17)
合計	176(201)	176 (200)

2016年調査は、神奈川県、埼玉県、茨城県にある児童養護施設5施設に入所中の6歳～18歳までの子ども201名から回答を得、そのうち有効回答数は176名(有効回答率87.6%)であった。2017年調査は、子ども200名から回答を得、そのうち有効回答数は176名(有効回答率88.0%)であった。なお、小学1年生に関しては、小学2年生にあがる2～3か月前の児童で、質問紙の内容を理解できる子どもを対象とした。

2) 調査方法ならびに調査期間

児童養護施設長の同意の下、施設に入所中の子どもを対象に、研究者もしくは施設内心理士が質問紙調査を実施した。調査対象の5施設中4施設は、研究者が直接子どもに調査

の説明や質問紙の配布を行い、子どもが回答した後、質問紙を封筒に入れ封印をしてもらったものを回収した。残り1施設は、子どもが安心して回答ができるよう、施設内で中立的な立場の臨床心理士が調査を実施し、調査後郵送してもらう方法で行った。2回の調査とも連結匿名で実施した。調査期間は、2016年調査は2016年1月～4月、2017年調査は2017年1月～4月であった。

また、調査終了後は施設の管理者に結果報告を行った。報告内容は、施設毎に、個々の子どもの安全感・安心感、自尊感情、うつ状態の各得点、施設の全体平均値、居室毎の平均値、ならびに継年的な得点の変化を報告した。

3) 調査内容

2016年調査は、以下の①～④及び⑥、2017年調査は⑤を追加し、①～⑥を調査した。

①基本属性（性別、年齢、学年、入所年齢、入所期間）、被虐待経験の有無（ただし、被虐待経験の有無は、子どもが施設に入所する際、児童相談所から送られてきた情報による。施設長の承諾の下、施設内心理士または管理者から別途情報を得た）

②児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」

③自尊感情測定尺度

④子どもの抑うつ尺度

⑤尺度活用に関する子どもからの意識調査

設問①「この1年間をふりかえって、このアンケートは、みなさんが、施設の中で安全で安心して生活できることに役立ったと感じましたか」、設問②「このアンケートを続けることで、みなさんが、施設の中で、安全で安心して生活できることに役立つと思いますか」の2問をアンケートの最後に付け加え、尺度活用の効果について、子どもに直接質問した。

⑥自由記述

アンケートの最後に、感想など自由に記述してもらった。

4) 分析方法

生活安全感・安心感の4因子の得点に対して、経年的変化を比較するために、個人が追跡できる対象に対して対応のあるt検定を行った。有意水準は5%未満とした。解析には、統計ソフト SPSS ver 22.0 を用いた。自由記述では、意味のまとまりを一つの記述とみなし、その記述に基づいてカテゴリーに分け、そのカテゴリーの実数と割合を算出した。

5) 倫理的配慮

調査実施にあたっては、研究の目的、参加の自由、途中中断の権利、不利益からの保護、プライバシーの保護について説明した後、承諾の得られた子どもに実施した。また、本研究は、国際医療福祉大学の倫理委員会の承諾（承認番号 2016年・2017年調査、15-Io-102、2017年調査一部修正17-Io-19）を得た。

III. 結果

1) 対象者の基本属性

対象児童の基本属性は表4-2に示した。

表4-2. 2回とも調査に参加した児童の基本属性 (N=176)

変数名	区分	人数	%
児童の性別	男	85	48.3
	女	91	51.7
児童の年齢	小学生 (6歳~12歳)	83	47.1
	中学生 (13歳~15歳)	61	34.7
	高校生 (16歳~18歳)	32	18.2
入所年齢	3歳未満	55	31.3
	3歳以上~6歳未満	55	31.3
	6歳以上~12歳未満	43	24.4
	12歳以上	23	13.0
入所期間	1年未満	6	3.40
	1年以上~5年未満	52	29.5
	5年以上~10年未満	60	34.1
	10年以上	58	33.0
被虐待経験の有無	あり	122	69.3
	なし	54	30.7

上記の基本属性は、2016年調査を基に集計している。

性別は女性が多少多いもののほぼ半々だった。子どもの年齢構成は、中高生が 52.9%、小学生が 47.1%とやや中高生が多かった。入所年齢は、小学入学前が約 6 割、入所期間は 5 年未満が 32.9%、5 年以上が 67.1%と長期入所の子どもが多かった。虐待の有無では、被虐待児童は約 7 割であった。

2) 「生活安全感・安心感尺度」得点の平均点の継年的推移

調査を 2 回実施している 5 施設に対する「生活安全感・安心感尺度」の 4 つの下位項目それぞれの平均値の継年的変化の比較検討を行った。

① 「他の子どもに対する安全感」の平均点の継年的推移

5 施設の「他の子どもに対する安全感」に関する継年的変化を表 4-3-a にまとめた。

表4-3-a. 他の子どもに対する安全感の継年的変化

	人数	2016年調査	2017年調査	p 値
5施設	176	23.2	24.8	**
A	47	25.0	25.2	n.s.
B	54	23.9	26.7	*
C	41	22.0	22.1	n.s.
J	17	18.8	24.2	**
K	17	22.8	25.0	n.s.

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, ns : 有意差なし

2016年調査と2017年調査の対応のあるt検定

5 施設の 2016 年調査、2017 年調査の平均値は、23.2 点、24.8 点と 1%水準で有意差が認められた ($t=2.91$, $df=175$, $p<.01$)。施設毎に見てみると、4 施設において、2016 年調査に比べて 2017 年調査の得点に上昇が見られた。その中でも、B 施設は 2016 年調査が 23.9 点、2017 年調査が 26.7 点と 5%水準 ($t=2.35$, $df=53$, $p<.05$)、J 施設は 2016 年調査が 18.8 点、2017 年調査が 24.2 点と 1%水準で有意差が見られた ($t=3.35$, $df=16$,

$p<.01$). A, C, K 施設に関して有意差は認められなかった.

②「職員に対する安全感」の平均点の継年的推移

5 施設の「職員に対する安全感」に関する継年的変化を表 4-3-b にまとめた.

表4-3-b. 職員に対する安全感の継年的変化

	人数	2016年調査	2017年調査	<i>p</i> 値
5施設	176	18.6	19.4	<i>n.s.</i>
A	47	19.3	19.0	<i>n.s.</i>
B	54	18.3	20.4	*
C	41	18.6	19.5	<i>n.s.</i>
J	17	18.2	18.3	<i>n.s.</i>
K	17	17.9	17.7	<i>n.s.</i>

* $p<0.05$, *ns* : 有意差なし

2016年調査と2017年調査の対応のあるt検定

5 施設の 2016 年調査, 2017 年調査の平均値は, 18.6 点, 19.4 点と有意差が認められなかった. 施設毎に見てみると, B 施設は 2016 年調査が 18.3 点, 2017 年調査が 20.4 点と 5%水準で有意差が見られた ($t=2.68$, $df=53$, $p<.05$). A, C, J, K 施設に関して有意差は認められなかった.

③「他の子どもへの安全感」の平均点の継年的推移

5 施設の「他の子どもへの安心感」に関する継年的変化を表 4-3-c にまとめた.

表4-3-c. 他の子どもへの安心感の継年的変化

	人数	2016年調査	2017年調査	p 値
5施設	176	18.1	18.2	n.s.
A	47	18.9	18.6	n.s.
B	54	18.9	19.4	n.s.
C	41	18.2	18.2	n.s.
J	17	16.7	16.4	n.s.
K	17	14.5	15.4	n.s.

ns :有意差なし

2016年調査と2017年調査の対応のあるt検定

5施設の2016年調査、2017年調査の平均値は、18.1点、18.2点と有意差が認められなかった。施設毎に見てみると、5施設全てにおいて有意差は認められなかった。

④「職員への安心感と生活空間の居心地」の平均点の継年的推移

5施設の「職員への安心感と生活空間の居心地」に関する継年的変化を表4-3-dにまとめた。

表4-3-d. 職員への安心感と生活空間の居心地の継年的変化

	人数	2016年調査	2017年調査	p 値
5施設	176	23.4	23.2	n.s.
A	47	21.3	21.5	n.s.
B	54	25.5	25.8	n.s.
C	41	25.2	24.2	n.s.
J	17	23.4	22.2	n.s.
K	17	17.9	18.2	n.s.

ns :有意差なし

2016年調査と2017年調査の対応のあるt検定

5施設の2016年調査、2017年調査の平均値は、23.4点、23.2点と有意差が認められ

なかった。施設毎に見てみると、5施設全てにおいて有意差は認められなかった。

また、虐待の有無が、生活安全感・安心感得点の継年的変化に影響を及ぼしているか比較した結果を表 4-4 に示した。

表4-4. 被虐待体験の有無の比較 (N=176)

	被虐待体験の有無	人数	2016年平均点	2017年平均点	p 値
他の子どもに対する安全感	有	122	22.8	24.5	*
	無	54	24.0	25.6	ns
職員に対する安全感	有	122	18.2	19.2	ns
	無	54	19.4	19.7	ns
他の子どもへの安心感	有	122	17.9	18.3	ns
	無	54	18.5	18.1	ns
職員への安心感と生活空間の居心地	有	122	22.3	22.7	ns
	無	54	25.8	24.2	ns

* $p < 0.05$, ns : 有意差なし

176名のうち、虐待を受けた子どもは122名、虐待を受けていない子どもは54名であった。虐待を受けた子ども122名を対象に、対応のあるt検定を行ったところ、4因子中「他の子どもに対する安全感」の1因子が、2016年調査の平均値が22.8点、2017年調査が24.5点と5%水準の有意差で2017年調査の得点が上がっていた ($t=2.41$, $df=121$, $p<.05$)。「職員に対する安全感」「他の子どもへの安心感」「職員への安心感と生活空間の居心地」の3因子には有意差は認められなかった ($ts=.597\sim 1.983$, $df=121$, $n.s$)。

一方、虐待を受けていない子ども54名対象に、対応のあるt検定を行ったところ、4因子とも有意差は認められなかった ($ts=.446\sim 1.846$, $df=53$, $n.s.$)。

3) 尺度活用に関する子どもの意見調査

2017年調査において、「生活安全感・安心感尺度」活用の効果についての設問2問を、子どもに調査した。欠損値のある1名を削除した175名から有効回答が得られ、その結果を表 4-5 に示した。

表4-5. 子どもへの尺度活用の効果に関する設問 (N=175)

効果に関する質問項目	とてもそう 感じる	少しそう 感じる	どちらとも 言えない	あまりそう 感じない	全く 感じない
設問1 この1年間でふりかえって、このアンケートは、みなさんが、施設の中で安全で安心して生活できることに役立ったと感じましたか	72 (41.1)	46(26.3)	29(16.6)	12(6.9)	16(9.1)
	とてもそう 思う	少しそう 思う	どちらとも 言えない	あまりそう 思わない	全く 思わない
設問2 このアンケートを続けることで、みなさんが、施設の中で、安全で安心して生活できることに役立つと思いますか	78 (44.6)	47(26.9)	26(14.9)	10(5.7)	14(8.0)

設問1の「この1年間でふりかえって、このアンケートは、みなさんが、施設の中で安全で安心して生活できることに役立ったと感じましたか」では、「とてもそう感じる」が72名(41.1%)、「少しそう感じる」が46名(26.3%)、「どちらとも言えない」29名(16.6%)、「あまりそう感じない」12名(6.9%)、「全く感じない」16名(9.1%)と、約7割弱の子どもが役立ったと感じていた。

設問2の「このアンケートを続けることで、みなさんが、施設の中で、安全で安心して生活できることに役立つと思いますか」では、「とてもそう思う」が78名(44.6%)、「少しそう思う」が47名(26.9%)、「どちらとも言えない」26名(14.9%)、「あまりそう思わない」10名(5.7%)、「全く思わない」14名(8.0%)と、約7割強が役立つと答えていた。

4) 子どもからの調査に関する自由記述

2016年調査・2017年調査の2年間の子どもの自由記述の内容を、KJ法を参考しながら、心理士2人で分類した内容を表4-6に示した。

表4-6. 子どもの自由記述のカテゴリー分類 (N=176)

カテゴリー	カテゴリー数(%)	サブカテゴリー数(%)	具体的内容の概要 (内数)
アンケートに関する感想	45(42.8)	肯定的な感想 29(27.6)	楽しかった(4), うれしかった(1), 有意義(1), 良い・わかりやすいアンケート(5), 気楽・正直に書ける(3), 役立つ(2), またやりたい(2), 感謝(7), 頑張った(3), もっと良くなりたい(1)
		否定的な感想ならびに要望 16(15.2)	量が多い(5), 同じ質問がある(1), 長い(3), 大変(2), 疲れた(1), 家族の質問も入れてほしい(1), わかりやすい言葉を使って欲しい(1), 文字が小さい(1), やっても無駄(1)
生活や自己への振り返り	24(22.9)	生活への振り返り 7(6.7)	生活への振り返りができた(3), 生活が楽しい・大切な家(4)
		自分への振り返り 17(16.2)	自己への振り返りができた(4), 自己の改善意欲(7), 幸福感(1), 暴力防止への学習効果(5)
職員・施設に関する内容	20(19.0)	—	職員への感謝(3), 職員への不満(10), 施設への不満(1), 環境改善要望(6)
抑圧された感情・思いの解放・解消	6(5.7)	—	すっきりした(4), 自分の気持ちが書いて・言えて良かった(2)
感情吐露	3(2.9)	—	さみしい(2), ストレス(1)
願望・要望	2(1.9)	—	お金下さい(1), サッカーしたい(1)
無関係	5(4.8)	—	
合計	105(100)		

※ 重複項目あり

意味のまとまりを一つの記述とみなし、合計 105 の記述 (8 つに重複あり) が書かれていた。その中で一番多かったのが、アンケートに関する内容が 45 件あった。「楽しかった, うれしかった, 有意義だった」が 6 件, 「良い, 分かりやすい」が 5 件, 「気楽, 正直に書ける, 役立つ」が 5 件, 「またやりたい」2 件などあった。具体的には, 「このようなアンケートをしていただきありがとうございます。このアンケートをすることで普段口では話せないようなことでも素直に答えられると思います。これからもこのアンケートをやっていけば, 自分の中の不安や悩みが少しは和らぐと思います」と, アンケートを肯定的に捉えていた。一方, 「アンケートの量が多い, 同じ質問がある, 長い」が 9 件, 「大変, 疲れた」3 件と, アンケートへの量が多いことを

挙げている内容もいくつか見られた。

次に多かったのが、生活や自己への振り返りの内容が 24 件あった。具体的には、生活の振り返りでは、「アンケートを通して、自分の今までの生活を振り返ることができたので良かった」「毎日の生活を振り返ることは、とても大切だと思いました」と答えていた。自己への振り返りでは、「自分のことをよく振り返れて良かった」「このアンケートをして、自分を大切にすることはとても大切だと思いました」「アンケートをやって自分の感情を知ることができた」「このアンケートをしてこれからの生活にいかしていきたいです」など、生活ならびに自己への振り返りや生活の改善に向けての意識付けになっていたことがわかった。また、「将来、自分が大人になった時、今日、やった事を生かし、暴力を振るわないようにしたいです。そのために勉強して良かったです」「自分を見直すことができた。気軽にしていることといけないことの区別がついた」「暴言は言わないようにしていきたいけど・・・」と、調査内容が暴力の防止の刺激になったと推測できる内容が 5 件見られた。

3 番目に多かったのは、職員や施設に関する内容で 20 件あった。具体的には「私の面倒をよく見てくれるのでうれしい」「自分達が困っている時、中に入れてくれて本当にありがたいです」と、職員への感謝が 3 件述べられていた。反面、「もう少し安心できる職員さんがいいです」「職員の口のきき方がわるい」「機嫌を子ども達の前で出さず、怒る時にその人に合った怒り方をして、平等に生活ができたらいいと思います」と、職員に対する不満が 10 件見られた。そして、施設環境に対して「いじめがないこと」「施設をより良い生活環境にして下さい」と、生活環境の改善の要望も見られた。

4, 5 番目に多かったのが、抑圧された感情・思いの解放・解消が 6 件、感情吐露が 3 件あった。具体的には、「自分の思っていたことを出せたのでスッキリしました」「自分の気持ちが素直に書けるからいい」「自分の気持ちが言えたみたいでスッキリした」など、普段言えないことが調査を通じて表出できたことが書かれていた。

IV. 考察

1. 仮説1について

児童養護施設で暮らす子どもが感じている生活安全感・安心感を数量化したデータはこれまでの研究にはなく、今回、尺度を使うことによって子どもの感じている生活安全感・安心感の把握が数量的に可能となった。結果は、尺度の4因子中「他の子どもに対する安全感」は4施設において上昇が見られた。また、2016年と2017年の経年的得点の変化を見るために、176名を対象に対応のあるt検定を行ったところ、2017年調査は2016年より1%水準の有意差で得点が高まった。他の3因子は、2年間の間に有意差は認められなかったなど、仮説1は尺度の一部の因子において検証された。

4因子中、「他の子どもに対する安全感」のみに得点の伸びが見られた理由としては、生活安全感の質問項目は、身体的・心理的暴力、いじめ、無視など具体的事象について測定していることから尺度への反応性が高いからではないかと考える。つまり、これらの事象は、子どもの日常生活において気付かれ、意識に残りやすく反応に直結しやすいからではないかと考える。その間接的な証拠として、前述(4章 III 4)に書かれている子どもの自由記述の中で、調査を実施することで、「暴力を振るわないようにしたいです」などと暴力の防止の学習効果が得られたと推測できる内容が5件(4.8%)書かれていたことから言えるのではないかと考える。

また、「他の子どもに対する安全感」の得点が、有意差を持って上昇が見られた一方、他の3因子得点の上昇には有意差は認められなかった。「職員に対する安全感」に関しては、5施設中1施設は有意差を持って得点が上昇したが、2施設は得点が下がり、2施設はわずかな変化しか見られなかった。施設には虐待を受けた子どもが多いことから、大人に対する信頼関係が短期間では得ることができない結果ではないかと考える¹⁵⁾。つまり子どもは、友人関係など子ども同士のコントロールが効きやすいところから先に反応するのに対して、職員との関係性など子どもの努力ではコントロールの及ばない部分への反応は遅く、後に来るのではないかと考える。

さらに、「他の子どもへの安心感」「職員への安心感と生活空間の居心地」では、得点の伸びがほとんど見られなかった。これは、虐待を受けた子どもはその体験から不安感を抱きやすく、他者との信頼関係も築きにくいことが関係しているのではないかと考える。

つまり、まずは子どもの同士の安全感のように、子どもがコントロールしやすいところから反応が表れ、次に職員に対する安全感が高まった後、安心感が高まるのではないかと推察される。そのため、安心感への反応には時間がかかることが考えられる。しかしながらこれらはあくまでも仮説の段階であり、今後追跡していくことが課題である。

2. 仮説2について

176名のうち虐待を受けた子ども122名を対象に2016年と2017年の得点の推移を比較したところ、4因子のうち「他の子どもに対する安全感」が1%の有意差を持って高まった。一方、虐待を受けていない子どもは54名で、4因子とも、2016年と2017年の得点に有意差は認められなかった。この結果は、虐待を受けた子どもは、尺度への反応性が高く、虐待を受けていない子どもより、生活安全感・安心感得点が高まりやすいという仮説2の一部を支持するものであった。虐待を受けた子どもは、過去に受けた自分の体験から暴力、いじめ、無視などの質問項目に、環境改善により敏感に反応した結果ではないかと考える。

3. 尺度の活用に関する子どもの意識調査から

尺度の活用に関する子どもの意識調査では、約7割の子どもは、調査が安全感・安心感を高めるのに役立つと感じていることや今後も調査の継続を希望していることがわかった。子どもの自由記述の中でも、アンケートが出てきたことへの感謝や継続して欲しいなど、アンケートを肯定的に捉えていた内容が29件(27.6%)あった。また、生活や自己への振り返り、自己の改善意欲、抑圧された感情や思いの解放を通じて、普段思っていることが調査を通じて表出されたという内容もあった。このように、アンケートという介入媒体を

行うことによって、子どもの内省が促進されたり、安全感や安心感を高める可能性が示唆された。

4. 今後の課題

今回、調査の繰り返しによる2年間の経年的変化では、尺度の4因子のうち「他の子どもに対する安全感」が高まるなど、子ども間の安全感を高めるのに有効であった。しかし、調査した5施設中3施設が調査2回目、2施設が新規で調査したものであるなど条件の相違があり得点の伸びに影響を与えたことが考えられた。今後は、同じ回数の施設をそろえて得点の伸びなどを調査し結果を考察していくことが必要であると考え。また、調査を行う介入だけでは生活安全感・安心感の改善の伸びは弱いため、調査に加えて、調査と調査の間に健康教育、安全教育、職員研修などの介入プログラムを組み込んでいくことが必要と言える。子どもが感じる安全感・安心感を高めるのに、どのような関わりや介入が効果的なのか介入モデルの構築が大きな課題であると言える³⁵⁾。

第5章

結語

1. 児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」の開発について

今回、児童養護施設内で暮らす子どもが安全で安心して暮らすため、現状をアセスメントするための児童養護施設版「生活安全感・安心感尺度」を開発した。この尺度は、一定の信頼性、基準関連妥当性、構成概念妥当性は検証され、施設内の子どもが感じる安全感・安心感を測定することが可能となった。この尺度は、施設側からも子ども側からも有用であることが示唆された。

本尺度は、虐待を受けている子どもも受けていない子どもも答えることが可能であるが、虐待を受けている子どもは「生活安心感」が低いという回答に特徴があるため、被虐待児童の特徴を更に検討していくことが必要である。さらに、アンケートに対し、量が多い、長いとの意見もあったことから、子どもの負担を軽減するための改良も試みる必要があると考える。また、性的な安全感に関する内容も、どのような形で予防や早期発見をしていくか検討していくことが今後の課題と考える。

2. 尺度を活用した可能性の評価について

尺度を活用することによって、子ども間の安全感に向上が見られるなど、その活用の可能性に一定の有用性が認められた。このことは、毎年施設内で定期的にチェックすることによって、安全で安心した環境作りに役立つと考える。

田嶋^{35,45,46)}は、施設内に起こる暴力行為の対策として、安全委員会方式を作成した。学校、児童相談所、施設長、研究者から成る委員会を外部に設置し、その委員会が聞き取りなど施設内に介入的な試みを行い、一定の効果を得ている。しかし一方、職員や子どもの入れ替わりによる継続性の問題や、施設側に協力体制の問題など課題として挙げている。野津⁹⁰⁾や永井⁹¹⁾は、安全で安心した施設環境作りのために、入所する子どもに対する人権教

育や職員の人権擁護の視点の習得、援助技術の向上などの必要性を述べている。また、星野⁹²⁾は、施設内で行われているケアが適切かどうかを常にモニタリングしながらケアの質の向上を目指すモニタリングシステムの構築の必要性を述べている。その意味においては、今回の尺度の活用の試みは、施設の職員自らが、安全感・安心感を自己点検（モニタリング）したり、安全感・安心感に対する意識の改革にもなり、職員の入れ替わり、子どもの入れ替わりがあっても、継続的に安全・安心維持システムとして機能するツールとして役立つと考える。

今回は、子どもに対して、調査の実施に伴う得点の変化を観察する方法を取ったが、これだけでは、安全感・安心感を高めるには十分とは言えず、今後ソーシャルトレーニング⁹³⁾、職員へのグループワークを通じた研修^{94,95)}など様々な方法⁹⁶⁾を工夫しながら子どもや職員に積極的に介入を図ることによって、更なる効果の評価を試みる必要がある。

3. 児童養護施設における看護職の役割

近年、看護職の活躍の場は多岐に渡っている。病院や地域での活動だけでなく、幼稚園、保育園、児童養護施設、情緒短期治療施設など子どもの養育に関わる施設に看護師が配置されるなど、子どもの心身の健康な育成に対して看護師の役割に期待が寄せられている。子どもは、成長に伴って身体は成長していくが、その身体の変化に戸惑い心身バランスを崩すこともある。また、発達障害などの脳機能の遅れに伴う心理的影響、子ども間の性的な問題など子どもへの心身の発達支援には様々な課題がある。さらに、子どもを養育する職員に対しても、子どもに対する知識・理解不足からくる指導の困難さなどへの支援など、看護師が施設内で子どもならびに職員に対してアドバイスや支援を行うことは益々必要となると考える。しかしながら、そのような役割が有効に働くためには、まずは子どもが施設内で安全で安心で生活できていることが前提となる。子どもは水面下で引き起こされるいじめやいたずらに対して、更なる被害を恐れて発言できない場合がある。また、子ども

は、自分の日常生活に直結している保育士に対しては、叱られるのを恐れて悩みを相談できない場合がある。その点、施設に配置される看護師は、保育士や指導員などの職員とは立場が異なり、子供たちとやや距離を置いて接することができるため、子どもにとって悩みを話しやすい立場にある。看護師は、本尺度でアセスメントした結果、安全感や安心感が低い子どもに対しては、出来るだけ話を聞いたり、その子どもの悩んでいる問題を一緒に考えたりすることができる。また、グループ全体の結果が安全感・安心感が低い場合には、子どもの生活している居室に直接入って、グループ全体の楽しい雰囲気作りを行ったり、子どもの同士の人間関係を良好なものに整えたりする。また、結果を保育士にフィードバックすることによって、保育士と一緒に子どもの養育や心身の健康問題について考えたり相談にのったりする。このように、看護師が、子どもの心身の健康促進のために、尺度の結果を活用しながら関わることは重要であると考える。

4. 研究の限界と今後の課題

本調査では、関東近郊で研究協力者と信頼関係が築けている施設に協力依頼をした。その理由としては、設問内容が施設内での侵害内容を聞くなど協力が得られにくい内容であることが主な理由である。データに関して、サンプル数は基準を満たしているものの地域によってサンプルの偏りは否めない。今後は調査対象地域を広げるなど、尺度の汎用性を図ることが必要であると考える。また、今回は「生活安全感」は虐待の概念を基に定義づけているなど、生活安全感は特定の側面の評価である。施設には虐待を受けた子どもが約 6～7 割いるが、虐待を受けていない子どもも 3～4 割いることから、今後、生活安全感を包括的に捉えられるよう改良を積み重ねていくことが必要と考える。

また、子どもや職員の入替わりが影響を与える場合もあり、その点は今回の研究では不明であった⁹⁷⁾。例えば、問題行動を頻回に引き起こしたり、周りを混乱に巻き込むような子どもが入ってきたり、ベテランの職員が辞めるなど、子どもの生活環境が大きく

変化することで安全感や安心感が影響を受けることが考えられる。今後は、そのような点も考慮に入れながら追跡していくことが必要である。

また、施設に入所する子どもの特徴として、虐待などの体験から、大人への信頼感が低く、職員や調査者に迎合的もしくは警戒して回答し、本心で答えない場合が予測される。今回、主に研究代表者が調査を行ったが、一部の施設においては施設内心理士が調査を行っている。そのような問題の解決には、lie scale の導入や全て第3者が実施するなど工夫が必要と考える。

尺度は回答するだけでは子どもの安全の確保は不十分であることから、今後の課題としては、本尺度でアセスメントした結果を基に、子どもに対しては、他者とより良い人間関係を築いたり、怒りや攻撃心などの感情をコントロールするためのソーシャルスキルトレーニング、過去の体験や境遇に対する被害的・悲観的な認知傾向の修正を促す認知行動療法的アプローチなど、子どもが安全で安心して生活し、自立に向けて前向きに取り組めるプログラムの開発が必要であると考えられる。一方、職員に対しては、より施設内環境の改善のために尺度に関する職員研修を行ったり、尺度を活用した事例検討を促したり、より良い環境作りや子どものより良い自立支援のためのシステムを構築していくことが課題であると言える。

謝辞

本研究にご協力下さいました 11 施設に入所中の子どもたちならびに職員の皆様、川崎市児童相談所のケースワーカー・心理士の皆様に深く感謝申し上げます。

また、今回の研究をまとめるにあたり、多くのご示唆とご指導を下さいました国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科荒木田美香子教授、青山キャンパス臨床心理学専攻亀口憲治教授ならびに日本大学文理学部心理学科の岡隆教授には、心から深く感謝を申し上げます。

文献一覧

- 1) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課. 2017. 社会的養育の推進に向けて. 平成 29 年 12 月. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187950.pdf> 2018.5.28
- 2) 厚生労働省. 子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 13 次報告) ポイント. 平成 29 年 8 月. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173352.pdf> 2018,5,1
- 3) 音美千子, 谷本千恵. 養護教諭の児童虐待に対する意識と経験 - 児童虐待の早期発見・介入に向けて -. 石川看護雑誌 2009 ; 6 : 77-83
- 4) 杉山登志郎. 子どもの虐待という第四の発達障害. 東京 : 学研, 2007
- 5) 西澤哲. トラウマの臨床心理学. 東京 : 金剛出版, 1999:106-132
- 6) D.M,Donovan, D.McIntyre (西澤哲訳). トラウマをかかえた子どもたち - 心の流れに沿った心理療法 -. 東京 : 誠心書房, 2000
- 7) 藤森和美. 子どものトラウマと心のケア. 東京 : 誠心書房, 1999
- 8) 西澤哲. 子どものトラウマ. 東京 : 講談社現代新書, 1997
- 9) 渡辺久子. 母子臨床と世代間伝達. 東京 : 金剛出版, 2000 : 200-212
- 10) 厚生労働省. 第 14 回 新たな社会的養護の在り方に関する検討会 - 平成 29 年 5 月 26 日 - 児童養護施設等について. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000166119.pdf> 2018,8,6
- 11) 山縣文治・林浩康編. よくわかる養護原理・第 4 班. 京都 : ミネルヴァ書房, 2010 : 30-75
- 12) 山縣文治編. よくわかる子ども家庭福祉・第 6 班. 京都 : ミネルヴァ書房, 2009 : 52-53
- 13) 加賀美尤祥, 西澤哲. わが国の社会的養護の現状と課題. トラウマティック・ストレス 2011 ; 9(1) : 5-14
- 14) 保坂亨, 増沢高, 佐々木宏二ら. 虐待の援助法に関する文献研究 (第 1 報 : 1970 年代

- まで) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析. 子どもの虹情報研修センター. 平成 15 年度研究報告書 : 3
- 15)厚生労働省雇用均等・児童家庭局. 2015. 児童養護施設入所児童等調査結果の概要 (平成 25 年 2 月 1 日現在). <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071183.pdf> 2018.5.1
- 16)西澤哲. 子どもの虐待. 東京:誠信書房, 1994:19-53
- 17)Spitz, R.A. Hospitalism. New York : International Universities Press, 1945
- 18)Bowlby,J (黒田実郎訳). 乳幼児の精神衛生. 東京 : 岩崎学術出版社, 1967
- 19)野澤正子. 1950 年代のホスピタリズム論争の意味するもの・母子関係論の受容方法をめぐる一考察. 社会問題研究 1966 ; 45(2) : 35-58
- 20)厚生労働省. 2014. 社会的養護の現状について (参考資料) 平成 26 年 3 月
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf 2018.5.1
- 21)原田綾子. 「虐待大国」アメリカの苦闘 児童虐待防止への取組みと家族福祉政策. 京都 : ミネルヴァ書房, 2008 : 118-119
- 22)前田徳清. 児童養護施設と虐待防止法の歴史. 子どもの虐待とネグレクト 2004;6(3) : 283-296
- 23)栗津美穂. アメリカの養子縁組とパーマネンシーの保障. 子どもの虐待とネグレクト 2017 ; 19(1) : 29-37
- 24)庄司順一, 渡邊守, ステイブン・トムソンら. 施設から里親への円滑な移行と里親支援のあり方に関する研究. 子ども未来財団, 2009
- 25)藤林武史. 家庭的養護拡大の取組みと課題. トラウマティック・ストレス 2011 ; 9(1) : 32-42
- 26)竹中哲夫. 児童集団養護の理論・発達論からのアプローチ. 京都 : ミネルヴァ書房, 1985
- 27)積惟勝. すべての児童に幸福を. 第 18 回全国養護施設長研究協議会, 1964 : 27-28

- 28)厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課. 国連総会採択決議 児童の代替的養護に関する指針. 2008.
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_16.pdf 2018,5,28
- 29)厚生労働省. 2017. 社会的養護の現状について (参考資料) 平成 29 年 12 月.
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf> 2018.5.14
- 30)厚生労働省. 社会的養護の施設などについて. 児童養護施設の概要
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html 2018.5.14
- 31)児童養護施設運営ハンドブック編集委員会 (編). 児童養護施設運営ハンドブック. 東京:厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課, 2014:1-36
- 32)野津牧. 児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために. 子どもと福祉 2009;2:49-54
- 33)黒田邦夫. 施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて. 子どもの福祉 2009;2:44-48
- 34)西澤哲. 社会的養護における不適切な養育 - いわゆる「施設内虐待」の全体像の把握の試み -. 子どもの虐待とネグレクト 2009;11(2):145-153
- 35)田嶋誠一. 児童福祉施設における暴力問題の理解と対応 続・現実に介入しつつ心に関わる. 東京:金剛出版, 2011:79-190
- 36)坪井裕子, 米澤由実子, 柴田一匡ら. 半構造化面接による児童養護施設における性的問題の実際－問題の発覚と対応. 心理臨床学会第 33 回秋季大会ポスター基礎・調査研究 PB1-27. 2014 : 246
- 37)市川和彦. 施設内虐待－なぜ援助者が虐待に走るのか. 東京:誠心書房, 2000:26-104
- 38)市川和彦. 続施設内虐待－克服への新たなる挑戦. 東京:誠心書房, 2002:1-103
- 39)前田信一, 市川太郎. 児童養護施設における「不適切な関わり」に関する再発防止対策検討委員会実践報告. 子ども教育宝仙大学紀要 2013 ; 4 : 97-107

- 40)永井亮. 人権回復の場としての児童養護施設の課題 - 施設を子どもたちの人権回復の場として定着させるために. ルーテル学院研究紀要 2007;41:67-80
- 41)野津牧. 児童養護施設における人権侵害等の現状と発生要因. 東日本国際大学研究紀要 2008;4 : 49-66
- 42)施設内虐待を許さない会. STOP! 児童養護施設内虐待 虐待は家庭だけじゃない.
<http://gyakutai.yogo-shisetsu.info/speech/20081215hiroshima-speech.pdf> 2017.10.28
- 43)厚生労働省. 2009. 被措置児童等虐待ガイドライン.
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo04-01.pdf 2017.10.28
- 44)厚生労働省. 2013. 平成 25 年度における被措置児童虐待への各都道府県市の対応状況について. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080222.pdf> 2017.10.28
- 45)田嶋誠一. 児童福祉法改正と施設内虐待の行方ーこのままでは覆い隠されてしまう危惧をめぐって. 社会的養護とファミリーホーム 2014;5 : 12-24
- 46)田嶋誠一. 非行問題における暴力への対応の重要性ー「安全委員会方式」の実践から. 児童心理 2014;68(9) : 117-124
- 47)榊原文・藤原映久. 児童養護入所児童の性的問題行動についてー児童養護施設職員へのフォーカス・グループ・インタビューを通じて. 子どもの虐待とネグレクト 2010;12(3) : 386-397
- 48)三後美紀, 坪井裕子, 米澤由実子ら. 児童養護施設における子どもの性的問題に関する職員の意識. 心理臨床学研究 2015;33(5) : 519-524
- 49)社会福祉法人全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業. <http://shakyo-hyouka.net/evaluation/> 2017.10.28
- 50)宮崎正宇. 児童養護施設における小規模化の課題ー人材育成に焦点を当てて. 子どもと福祉 2016;9 : 10-11
- 51) 厚生労働省. 2009. 被措置児童等虐待事例の分析に関する報告. 平成28年3月

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174951.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174951.pdf) 2018.5.14

- 52)河村茂雄. 楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U 実施・解釈ハンドブック
(小学校 1～6 年共通・中・高校用). 東京：図書文化, 2005
- 53)河村茂雄・藤村一夫・粕谷貴志ら. Q-U による学級経営スーパーバイズ・ガイド. 東京：
図書文化, 2004
- 54)四方耀子, 増沢高, 大川浩明. アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書. 横浜：子
どもの虹情報研修センター, 2004
- 55)松村香, 鈴木寛, 加藤健志ら. 児童養護施設における『生活安全感・安心感尺度』作成の
予備的研究. 子ども家庭福祉学 2014;14 : 47-56
- 56)Erikson, E. H. (仁科弥生訳). Childhood and Society 幼児期と社会 I・II. 東京：みす
ず書房, 1977
- 57)Sullivan,H.S (中井久夫, 山田隆訳). 現代精神医学の概念. 東京：みすず書房, 1947
- 58)フランク・ゴープル (小口忠彦訳). マズローの心理学. 東京：産業能率大学出版部,
1979 : 59-84
- 59)A.H. マズロー (小口忠彦訳). 人間性の心理学. 東京：産業能率大学出版部, 2013 : 55-
90
- 60)Maslow, Abraham H,Motivation and Personality,Harper & Row,New York,1959
- 61)栗原慎二, 井上弥. アセスの使い方・活かし方 学級全体と児童生徒個人のアセスメン
トソフト. 東京：ほんの森出版, 2010
- 62)秋光恵子, 松本剛, 古川雅文ら. 学校におけるいじめ未然防止プログラムのための包
括的測定尺度開発の試み. 兵庫教育大学研究紀要 2016 ; 48 : 21-28
- 63)李仙恵, 朴志先, 中嶋和夫, 黒木保博. 知的障害児の母親を対象とする心理的マリトリ
ートメント測定尺度の開発. 日本保健学雑誌 2011 ; 14(3) : 144-154
- 64)堀洋道 [監修], 吉田二雄, 宮本聡介 [編]. 心理測定尺度集V. 東京：サイエンス社,

2011 : 329-333

65)厚生労働省. 2014. 児童虐待の定義と現状.

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

2017.5.12

66)Reidy, T. J. The aggressive characteristics of abused and neglected children. *Journal of Clinical Psychology*.1977 ; 33(4) : 1140-1145

67)佐治守夫, 飯長喜一郎 (編). ロジャーズ. クライエント中心療法. 東京 : 有斐閣, 1983

68)松村香, 宇津木孝正, 岡隆. 児童養護施設で暮らす子どもの生活安全感・安心感と精神的健康感との関係ー「生活安全感・安心感尺度」の改良を通してー. *日本大学文理学部人文科学紀要* 2017 ; 94 : 47-62

69)吉田瑩一郎, 三木とみ子 [監修]. 小学性教育 1~6年 からだと心の成長. 東京:教育同人社, 2015

70)東京都教職員研修センター. 自尊感情や自己肯定感に関する研究 (第3年次). 東京都教職員研修センター紀要 2010 ; 10. <http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/bulletin/h22.html> 2017,10,24

71)東京都教育研修センター. 自尊感情や自己肯定感に関する研究 (第4年次). 東京都教職員研修センター紀要 2011 ; 11 : 34-35. http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/files/bulletin/h23/h23_01.pdf 2017,10,24

72)伊藤美奈子, 岩本純子. 学校場面で求められる自尊感情の再吟味と, 測定尺度の作成. 慶應義塾大学教職課程センター. 2008・2009年度 ; 19別冊 : 71-89

73) Birleson , P.The validity of depressive disorder in childhood and the development of self-rating scale. *J. Child Psychol Psychiatry* 1981 ; 22 : 73-88

74) Birleson , P. ,Hudson,I., Buchanan, D. G. et al. Clinical. Clinical evaluation of a self-rating scale for depressive disorder in Children. *J. Child Psychol Psychiatry* 1987 ; 28 : 43-60

- 75) Birleson P (村田豊久, 神本亜紀, 森陽二郎, 竹田祥子 構成). バールソン児童用抑うつ性尺度. 京都: 三京房, 2011
- 76) 唐軼斐, 矢嶋裕樹, 桐野匡史ら. 母親の子どもに対するマリトリートメントの構造化の試み. *The Journal of Academy of Health Sciences* 2005 ; 17 (4) : 269-276
- 77) 加賀美尤祥. 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究. 平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 児童虐待等の子どもの被害, 及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者奥山真紀子) 報告書 2008
- 78) 森田ゆり. 子どもへの性的虐待. 東京: 岩波新書, 2008
- 79) 小西聖子. トラウマの心理学. 東京: NHK ライブラリー, 2001
- 80) デビッド・マス, 大野裕 [監訳], 村上寿美子 [訳]. トラウマー「心の後遺症」を治すー. 東京: 講談社, 2001
- 81) Friedrich WN, Grambsch P, Damon L. Child Sexual Behavior Inventory. Normative and clinical comparisons. *Psychological Assessment* 1992;4 : 303-311
- 82) 小林英二, 三輪壽二. いじめ研究の動向ー定義といじめ対策の視点をめぐってー. 茨城大学教育実践研究 2013 ; 32 : 163-174
- 83) 森田洋司, 清水賢二. いじめー教室の病いー. 東京; 金子書房, 1994
- 84) 落合良行, 伊藤裕子, 齊藤誠一. 青年の心理学. 東京; 有斐閣, 2002
- 85) 松原達哉編. 心理学概論. 東京; 培風館, 2006 : 107-129
- 86) 齊藤勇. イラストレート心理学入門. 東京; 誠信書房, 2009 : 57-76
- 87) バットリー, A. 川幡政道 [訳]. 記憶力そのしくみとはたらき. 東京; 誠心書房, 1998
- 88) Fred N. Kerlinger. *Foundations of Behavioral Research-Second Edition-*. New York. 1973
- 89) E・アロンソン, 岡隆 [訳]. ザ・ソーシャル・マニュアル【第 11 版】人と世界を読み解く社会心理学への招待. 東京; サイエンス社, 2014
- 90) 野津牧. 児童福祉施設内虐待の現状と課題. 名古屋短期大学研究紀要 2016;54 : 113-121
- 91) 永井亮. 人権回復の場としての児童養護施設の課題 - 施設を子どもたちの人権回復の場

- として定着させるために. ルーテル学院研究紀要 2007;41:67-80
- 92)星野崇啓. 施設内虐待後の再建と予防. 子どもの虐待とネグレクト 2009;11(2):182-193
- 93)宮内俊一. 問題行動とコミュニケーションー児童養護施設におけるソーシャルスキル・トレーニングの実践と成果. 名寄市立大学紀要 2013 ; 7 : 37-44
- 94)藤原映久, 川本広志. 安心・安全な社会的養護の場を目指すための実践的取り組み. 島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要 2016 ; 54 : 167~176
- 95) 藤原映久, 川本広志, 須山未菜. 児童養護施設における「参加者中心型プログラム(トリプルA)」の試みー安心・安全な施設環境の構築を目指してー. 島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要 2017 ; 56 : 1~9
- 96)山本佳代子. 児童養護施設における実践研究に関する一考察. 山口県立大学学術情報第4号社会福祉学部紀要 2011 ; 17 : 37-49
- 97)高野陽太郎, 岡隆. 心理学研究方法・心を見つめる科学のまなざし. 東京:有斐閣, 2004: 127-146

資料目次

資料 1. 予備調査調査用紙

(小学 1 年生～3 年生用)

(小学 4 年生～高校生用)

資料 2. 本調査調査用紙

(小学 1 年生～3 年生用)

(小学 4 年生～高校生用)

資料 3. アンケート実施手順 (参考例)

解説書